

第4 障害特性について

本項は、主に児童・生徒等に係る代表的な障害特性と対応時の配慮点をまとめています。障害のある児童・生徒等一人一人のニーズは異なりますので、的確に把握し、適時・適切な支援を行うことが重要です。

なお、以下の内容は平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成「教育支援資料」等を基に作成しています。

I 視覚障害

1 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的低下により、学習や生活に支障がある状態を言います。視機能が低下していても、それが何らかの方法で、又は短期間に回復する場合は視覚障害とは呼びません。視機能には、視力、視野、色覚、光覚などの各種機能があり、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害、明順応障害、暗順応障害などを言います。また、明順応障害、暗順応障害を合わせて光覚障害と言う場合もあります。

教育上特別な配慮を必要とする視覚障害には、両眼ともに視機能が低下していること、現状以上の視機能の回復が望めないことといった条件が伴うことに留意する必要があります。

視覚に障害のある場合、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認、移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難等があります。よって、視覚を通して得られる情報が不足したり、行動が制限されたりすることで、限られた経験の範囲内で概念の形成を図ることから、適した環境の設定や指導方法を工夫し、指導の効果を高めていく必要があります。

2 視覚障害の分類

(1) 視力障害

視覚障害のうち、教育的な立場から最も問題になるのは視力障害です。近視や乱視などの屈折異常がある場合、それらを矯正しない視力（裸眼視力）が低くても、眼鏡やコンタクトレンズで矯正した視力（矯正視力）が低くなければ、学習上大きな支障は来しません。したがって、教育上特別な取扱いを要するかどうかは、屈折異常を十分に矯正し、両眼で見た場合の視力によって決めるべきで、裸眼視力の値を問題にする必要はありません。屈折異常を適切に矯正しても両眼の視力が低く、教育上特別な取扱いを要するようであれば、それが視力障害であるということになります。

一般的に、両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに支障を来すようになり、教育上特別な支援や配慮が必要になります。

(2) 視力以外の視機能障害

視力以外の視機能障害で教育上特別な支援や配慮が必要になるのは、視野狭窄きやくのような視野障害、夜盲・昼盲のような光覚障害などです。

ア 視野障害

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右など各方向が見える範囲のことです。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄きやくと言い、これとは逆に、周囲は見えるが中心部だけが見えない場合を中心暗点と言います。

イ 光覚障害

光覚障害には、暗順応障害と明順応障害があります。暗順応は、うす暗い光の中で次第に目が慣れる現象です。暗順応障害とは、目が慣れるのに著しく時間がかかり、暗い所ではほとんど見えず、夜道を歩くのに困難を感じる状態（「夜盲」）です。明順応障害とは、明るい所で目が慣れにくく見えにくい状態（「昼盲」）です。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を羞明^{しゅうめい}と言います。

3 障害の状態の把握

視覚に障害のある児童・生徒等の教育においては、児童・生徒等一人一人の視覚障害に伴う学習や生活上の困難等を改善・克服するための特別な指導や教育上の配慮が必要です。医学的な観点や心理学的な観点から得られた情報については、教育的な観点から見直し、教育上の配慮や特別な指導の必要性等を整理して、それぞれの適時性、系統性などを総合的に検討する必要があります。

(1) 医学的な観点からの把握

視力の程度や眼疾患の状態等が分かれば、必要な特別な指導や教育上の配慮の内容等が明らかになります。例えば、明るさへの配慮や、網膜剥離等による失明を避けるために必要な全身運動の制限、教室での座席の適切な位置や拡大教材の必要性などを予測することが可能になります。医学的な検査や診断の結果から得られる情報には、次のようなものがあります。

ア 視覚検査

- 視力（遠見視力及び近見視力（裸眼視力、矯正視力））
- 視野障害、光覚障害の状況

イ 診断

- 眼疾患名及び眼疾患発症の時期、合併眼疾患名等

(2) 教育的な観点からの把握

教育的な観点から総合的に把握すべき教育上の配慮事項や特別な指導を必要とする事項等を具体的に示すと、次のようになります。

ア 視機能関係

- 拡大教材の活用（字体、文字サイズ、行間・文字間等の条件）
- 視覚補助具の活用（遠・近弱視レンズ、教材拡大映像設備等）
- 照明器具の使用
- 視覚的な経験の程度（分かりやすく）
- 視覚以外の感覚の活用（分かりやすく）

イ 生活・行動関係

- 身辺処理の技能
- 日常会話や意思の伝達の技能
- 移動、歩行、環境認知、作業・操作等の技能

ウ 学習関係

- 使用する文字の選択（通常の文字、拡大文字、点字）
- 読み書きの技能や速度
- 個別指導の必要性

- 特別な学習技能の必要性（触覚的な認知・操作等）
- 特別な教材・教具、特別な施設設備の必要性
- 眼鏡等の使用（矯正眼鏡・コンタクトレンズ、遮光眼鏡）
- 弱視レンズの種類（遠用、近用）、使用の程度（常用、特定時）
- 視覚管理上の配慮等（治療歴、予後及び全身運動の制限の有無）

（3）心理学的な観点からの把握

心理学的な評価を行う場合、視覚障害が心身の発達にどのような影響を与えてきたかを明らかにするための情報を収集し、特別な指導や教育上の配慮の内容等を把握することが重要です。心理学的な検査・調査等の結果から得られる情報には、次のようなものがあります。

- 本人又は保護者の障害の理解や心理的安定の状況
- 視覚障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲や態度の状況
- 対人関係におけるコミュニケーションの状況
- 遊びの種類や社会性の状況
- 視覚、聴覚、触覚等の感覚の活用の状況
- 探索操作のための手指の活用や目と手の協応動作の状況
- 環境等の把握や空間概念形成の状況
- 日常生活における運動や動作の状況
- 基本的な生活習慣の状況
- 移動や歩行の状況、手段
- 教科学習のレディネスの状況

4 視覚障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

視覚障害のある児童・生徒等の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても、次のような観点の合理的配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育内容

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

見えにくさを補うことができるようにするため視覚補助具の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする等の指導を行います。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行います（状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等）。

ア－２ 教育方法

ア－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行います（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真等）。また、視覚障害を補う視覚補助具や ICT機器を活用した情報の保障を図ります（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等）。

ア－２－２ 学習機会や体験の確保

見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設けます。また、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明します。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行います。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくいときには自信を持って尋ねられるような雰囲気を作るようにします。また、視覚に障害がある児童・生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行います。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校(盲学校)のセンター的機能等の専門性を積極的に活用します。また、眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用します。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童・生徒等、教職員、保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備します。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備します（廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすいサイン、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する等）。

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

見えやすいように環境を整備します（まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等） 必要に応じて教室に拡大読書器を設置する等）。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

避難経路に明確な目印や照明を設置します。

Ⅱ 聴覚障害

1 聴覚障害とは

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称です。聴覚障害には様々な病態が含まれ得るが、聴覚機能と、その代表的な機能低下である難聴及びその代償手段についての医学的側面において捉える必要があります。また、聴覚機能の低下が乳幼児期に生じると、言語発達やコミュニケーション技能上や学習の習得や社会参加に種々の課題を生じる一因となり得ます。

よって、聴覚障害のある児童・生徒等には、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語はじめその他の多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

2 聴覚障害の分類

(1) 障害部位による分類

聴覚器官のどの部位に原因があるかによって、伝音難聴と感音難聴に分けられます。また、感音難聴を末梢神経性（迷路性又は内耳性）難聴と中枢神経性（後迷路性）難聴に分けることもあります。伝音難聴と感音難聴が併存するものを混合性難聴と言います。

さらに、どの部位に障害があるかによって、聞こえの状態が異なり、一般に伝音難聴では、音が小さく聞こえるだけであるが、感音難聴では、音がひずんで聞こえることが多いです。

(2) 障害の程度による分類

障害の程度には、かすかな音や言葉を聞き取るのに不自由を感じるが日常の生活にはほとんど支障のないものから、身近にあるいろいろな音や言葉が全く聞こえないものまであり、その障害の程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び最重度難聴に分類できます。

(3) 聴力型による分類

オーディオメータによって測定した聴力の値から、オーディオグラムを作成し、各周波数の聴力レベルの相互関係から、水平型、低音障害型、高音障害漸傾型、高音障害急墜型及びdip型に分類できます。

(4) 障害が生じた時期による分類

いつ障害が発生したかによって、その後の諸発達の様相は著しく異なります。これらは障害の程度との関係が深く、特に言語発達面で顕著と言えます。出生前に障害が生じたか、出生後に生じたかによって、先天性と後天性に分けて考える場合もありますが、教育においては言語獲得以前に聴覚障害が生じたのか、あるいはそれ以後かということが、児童・生徒等の成長発達を考え、適切な教育的対応を行う上で重要な意味を有しています。

3 障害の状態の把握

教育的な対応が適切に行われるためには、児童・生徒等の障害の状態を的確に把握することが前提になります。そのためには、保護者や本人の理解を得た上で、種々の検査を入念に行い、必要があれば繰り返して実施することも大切です。

(1) 聴力検査

聴力検査は、日本工業規格で定められた性能を持つオーディオメータで定められた方法によって測定します。検査の実施や結果の取扱いについては、専門的知識と経験が必要です。

(2) 身体発育及び知的発達の状況

聴覚に障害のある児童・生徒等の身体発育は、障害のない児童・生徒等の発育に近いものです。しかし、平衡感覚の障害を伴っていると、始歩期が遅れたり、歩行がいつまでも安定しなかったりするといったことがみられる場合があります。また、知的発達についても、聴覚障害に基づく言語習得の困難性等のため、様々な影響が考えられるので、こうしたことにも配慮して実態の把握に努めることが必要です。

(3) 行動観察

乳幼児期の発達過程には、音や音声に対して特異な反応が認められます。また、聴覚に障害のある乳幼児の行動を注意深く観察していると、障害に応じて行動に特徴があります。

それらを観察することで、どのような障害を伴っているかを知る手掛かりが得られます。行動観察は、適切な教育を保障するために欠かせない検査の一つです。

聴覚に障害のある児童・生徒等は、耳からよりも目から周囲の状況を知ろうとする傾向があり、そのため頻繁に周囲の状況を把握しようとする動作が、一見、多動と誤解されることがあり、こうしたことにも留意する必要があります。

(4) 人工内耳について

人工内耳を装用したとしても、手術後すぐに、聞き取りが良くなるわけではありません。話し声の理解のためには、適切なりハビリテーションが必要です。

また、その後の聞き取りにおいても個人差があります。

4 聴覚障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

聴覚障害のある児童・生徒等の指導に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育内容

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行います（補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、簡単な手話等）の活用に関すること等）。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行います（外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等）。

ア－２ 教育方法

ア－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行います（分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等）。また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図ります（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用等）。

ア－２－２ 学習機会や体験の確保

言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行います（話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等）。また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせるようにします。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図ります。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある児童・生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行います。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校（ろう学校）のセンター的機能等の専門性を積極的に活用します。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童・生徒等のための交流会の活用を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の児童・生徒等、教職員、保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

放送等による避難指示を聞き取ることができない児童・生徒等に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備します。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備します（教室等の字幕放送受信システム等）。

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

教室等の聞こえの環境を整備します（絨毯（じゅうたん）・畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞（せりふ）等の文字表示等）。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置します。

Ⅲ 肢体不自由

1 肢体不自由とは

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要になります。

また、医学的には、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といいます。

(1) 形態的側面

先天性のものと、生後の事故等によるものがあります。また、関節や脊柱が硬くなって拘縮や変形を生じているものがあります。

(2) 機能的側面

中枢神経の損傷による脳性まひを中心とした脳原性疾患が多くみられます。この場合、肢体不自由のほかに、知能の発達の遅れなど、種々の随伴障害を伴うことがあります。また、脊髄と関係のある疾患として、二分脊椎等があります。二分脊椎は、主として両下肢と体幹の運動と知覚の障害、直腸・膀胱の障害がみられ、水頭症を伴うことがあります。さらに、末梢神経の疾患による神経性筋萎縮があり、筋固有の疾患として、進行性筋ジストロフィーなどがあります。

2 肢体不自由の障害特性

(1) 医学的側面からみた特性

肢体不自由の起因疾患で最も多くを占めているのは、脳性まひを中心とする脳原性疾患です。「脳性まひ」という用語は、医学的診断名というより、状態像を表すものです。原因発生の時期は、周産期が多く、出生前と出生後の場合もあります。生後の発生は、後天性疾患や脳外傷等によるもので、例えば、髄膜炎後遺症など、原因に基づく診断名が付けられています。

主な症状としては、中枢神経症状と運動・動作の障害があり、神経症状は筋緊張の異常、特に、こわばるあるいは低下と不随意運動（アテトーゼ運動）は、幼児期に出現してきます。また、中枢神経症状の一つとして、原始反射が長く残存し、姿勢反応の出現が遅れていることもあります。運動・動作の障害は、中枢神経症状とあいまって、運動発達の遅れとなって現れます。

すなわち、^{くび}頸の座り、座位保持、立位、随意把握（自分の意思で物を持ったりすること。）などの遅れです。

(2) 随伴する障害からみた特性

ア 知的障害

脳性まひには、知的障害が随伴することがあります。脳性まひ児の知的発達の状態の把握に当たっては、潜在的な能力の有無を確認することが大切です。例えば、一般の知能検査を厳密に実施した場合、運動・姿勢の障害や言語障害等のために、知能指数が潜在的な能力よりも低く現れることは容易に推察されるからです。

イ 言語障害

脳性まひの多くは、言語障害を随伴していると言われています。脳性まひ児に最も多くみら

れるのは、まひ性構音障害と呼ばれる神経筋の障害によるものです。

ウ 感覚障害

感覚障害の代表的なものに、視覚障害と聴覚障害があります。脳性まひ児の視覚障害や聴覚障害は、学習活動を困難にする要因なので、専門医による精密な診断を行うことが必要です。

3 障害の状態の把握

(1) 医学的側面からの把握

現在の障害の状態を正確に捉えるため、保護者との面談等を通じて把握する必要があります。

- 掛かり付けの医療機関等に関すること。
- 現在使用中の補装具等に関すること。
- 通院や服薬に関すること。

(2) 心理学的・教育的側面からの基礎的把握

- 身体の健康と安全

睡眠、覚醒、食事、排せつ等の生活のリズムや健康状態について把握します。

- 姿勢

遊びや食事など無理なく活動できる姿勢や、身体の状態が安定する楽な姿勢の取り方等を把握します。

- 基本的な生活習慣の形成

食事、排せつ、衣服の着脱等の基本的な生活習慣に関する自立の程度について把握します。

- 作業能力

手の運動能力については、粗大運動の状況、道具・遊具等の使用に関する手の操作性、手指の巧緻性等について把握します。また、書写能力については、文字の大きさ、書写の速度、筆記用具等の自助具や補助用具の使用の必要性、特別な教材の準備やコンピュータ等による代替の必要性について把握します。

- 意思の伝達能力

言語による一般的理解、コミュニケーションの手段としての補助的手段や補助機器等の必要性について把握します。

- 感覚機能の発達

視覚、聴覚等の状態について把握するとともに、特に、視知覚の面については、目と手の協応動作、空間の認知等について把握します。

- 知能の発達

認識力の発達については、色・形・大きさの弁別、空間の位置関係、時間の概念、言葉の概念、数量の概念等について、適切な教材を用意して、発達段階や学習上の困難についての把握に努める必要があります。

- 情緒の安定

自傷などの行動が見られるか、集中力はどうかなどを、行動観察を通じて把握します

(3) 心理学的・教育的側面からの総合的把握

上記の基礎的な把握を踏まえ、以下のような観点から総合的に障害の状態を把握する必要があります。

○ 障害の受容と自己理解

児童・生徒等によっては既に自分の障害に気付いている場合があります。入学前の関係機関等の協力を得て、障害の受容や自己理解の程度について把握します。

○ 障害を補い、工夫し、自分の可能性を生かす能力

障害を自覚し、障害を補う適切な工夫や努力の姿勢について把握します。

○ 自立への意欲

日常の基本的な生活習慣の自立とともに、精神面においても、他人に依存しないで自立しようとする姿勢が見られるかについても把握する必要があります。

○ 対人関係

学校生活を送る上で必要な集団における人間関係について、入学前の関係機関等の協力を得て、その状況を把握します。

○ 学習意欲や学習に対する取組の姿勢

学習意欲や学習等の課題に対する取組の姿勢について把握します。

(4) 中途障害

学齢期に様々な原因によって中途障害となった児童・生徒等が在籍する場合があります。

四肢体幹の筋・骨格系の障害、脊椎損傷、脳の損傷等、損傷の部位は様々であり、移動、姿勢保持、上肢操作等不自由さの状態も多岐にわたります。

中途障害の児童・生徒等への支援を行うに当たり、一人一人の困難さと教育的ニーズを把握するための観点として、障害の部位、中途障害となった年齢、中途障害となるまでに身に付けていた機能・能力、中途障害で失われた機能・能力、中途障害後に保有している機能・能力等が挙げられます。必要に応じて医療機関や福祉機関と連携して、医学的診断や治療方針などを含めた情報を活用して、一人一人の困難さと教育的ニーズを把握して対応していく必要があります。

また、事故や疾病の後遺症で、中途の肢体不自由になった場合には、それ以前にできていたことができなくなる、あるいは行うのに非常に困難を伴うこととなります。これらのことからくる喪失感や心理的ショックが大きいことに留意する必要があります。障害を受けたことからくる不安・怒り・悲嘆・苦悩などの感情に配慮した支援が大事です。さらには、本人だけでなく、保護者・家族全体を視野に入れた支援が必要です。これらの支援を行うに当たっては、中途障害の児童・生徒等の年齢・パーソナリティ、障害の原因、失われた機能・能力と保有する機能・能力、家族・地域、教育環境などの多様な要因を考慮した全体的・調和的な支援が必要です。

4 肢体不自由のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

肢体不自由のある児童・生徒等の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなけれ

ばならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－１ 教育内容

ア－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行います（片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等）。

ア－１－２ 学習内容の変更・調整

上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行います（書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等）。

ア－２ 教育方法

ア－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

書字や計算が困難な児童・生徒等に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供します（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話言葉が不自由な児童・生徒等にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用等）。

ア－２－２ 学習機会や体験の確保

経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じます（新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の児童・生徒等が栽培活動に参加できるようプランターでの栽培を併用したり高い位置にも花壇を作ったりする等）。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行います（体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な１日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等）。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、栄養職員及び学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の指導助言を活用します。また、医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童・生徒等、教職員及び保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備します（車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等）。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行います（段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置等）。

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保します（上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等）。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備します（車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器等）。

IV 知的障害

1 知的障害とは

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいいます。

(1) 「知的機能の発達に明らかな遅れ」ということ

知的機能とは、認知や言語などに関係する機能ですが、その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童・生徒等と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかであるということです。

(2) 「適応行動の困難性」ということ

適応行動の困難性があるということは、適応能力が十分に育っていないということであり、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことです。そのため、困難性の有無を判断するには、特別な援助や配慮なしに、同じ年齢の者と同様に、そうしたことが可能であるかどうかを調査することが大切になります。

(3) 「・・・を伴う状態」ということ

知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難性の両方が同時に存在する状態を意味します。知的発達の遅れの原因は、概括的にいえば、中枢神経系の機能障害であり、適応行動の困難性の背景は、周囲の要求水準の問題などの心理的・社会的・環境的要因等が関係しています。

(4) 「発達期に起こる」ということ

知的障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こります。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しませんが、成長期（おおむね18歳まで）とすることが一般的です。したがって、知的障害は、発達期以降の外傷性頭部損傷や高齢化などに伴う知的機能の低下とは区別され、発達期における知的機能の障害として位置付けられています。

2 障害の状態の把握

(1) 知的機能に関する検査等

知的機能の状態の把握については、標準化された個別式の知能検査や発達検査などを用います。検査の実施には、それらの検査の実施に習熟した検査者が担当することが重要です。

知能指数等は、発達期であれば変動が大きい場合があります。また、比較的低年齢段階においては、心理的・社会的環境条件の影響を受けやすく、結果の解釈に当たっては、生活環境、教育環境などの条件を考慮する必要があります。

(2) 適応行動の困難性に関する調査

適応行動の困難性については、次のような観点で把握します。

- 概念的スキルの困難性（言語発達、学習技能）
- 社会的スキルの困難性（対人スキル、社会的行動）
- 実用的スキルの困難性（日常生活習慣行動、ライフスキル、運動機能）

調査には、標準化された検査を用いることもありますが、さらに、独自の調査項目を設定して、行動観察を行うこともあります。

行動観察や生活調査によって適応行動の困難性を判断する場合は、その年齢段階において標準的に要求される身辺処理の能力の程度などが基準となります。知的障害に合わせて、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害を有している場合は、適応行動の困難性が増加することが多いので、他障害を併せ有する場合は、その状態等を十分に考慮して、検査等の結果を解釈することが大切です。

(3) 総合的な判断

諸検査等の結果に基づいた総合的な判断は、検査者や調査者、観察者などに、更に専門家の意見を踏まえて慎重に行う必要があります。知的機能に遅れがあることが確認され、適応行動の困難性が明らかになり、これらの状態の原因等がある程度推察されたとき、知的障害と判定されます。最終的な知的障害の診断は、医療機関の役割です。

3 知的障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

知的障害のある児童・生徒等の教育に当たっては、どのような場で教育するにしても次のような観点の配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育内容

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導を行います。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行います。（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等）

ア－2 教育方法

ア－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供します。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等）

ア－2－2 学習機会や体験の確保

知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行います。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

知的発達の違い等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識が持てるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図ります。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用します。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童・生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備します。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備します。

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備します。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意します。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備します。

V 病弱・身体虚弱

1 病弱・身体虚弱とは

(1) 病弱とは

病弱という言葉は医学用語ではありません。身体又は心の病気のため、継続して、又は繰り返し医療又は生活規制（生活管理）を必要とする状態を示します。ここでいう生活規制とは、入院生活上、学校生活上又は日常生活上で留意すべきこと等であり、例えば、健康の維持や回復・改善のために必要な服薬や、学校生活上での安静、食事、運動等に関して留意する必要があります。また、他人からの規制ではなく、「生活の自己管理」と考えて取り組むことも大切です。

なお、「生活の自己管理をする力」とは、運動や安静、食事などの日常の諸活動において、必要な服薬を守るとともに、病気や障害の特性等を理解し、心身の状態に応じて参加可能な活動を判断し、必要なときに必要な援助を求めることができること等を意味するのです。

(2) 身体虚弱とは

身体虚弱という言葉も医学用語ではありません。身体が弱いという状態を表します。病気とは直接は関係なく不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、持続的に生活規制を必要とする状態を言います。元気がない状態の児童・生徒等や病気がちで欠席が多い児童・生徒等に対しては、医学的な検査によって原因を調べ、特に治療の必要がない場合に身体虚弱として取り扱うようになってきています。

2 病弱教育の対象となる病気

気管支喘息、腎臓疾患、心臓疾患、糖尿病、悪性新生物、血液疾患、肥満症、アトピー性皮膚炎、骨格疾患、心身症などがあります。

3 障害の状態の把握

病弱・身体虚弱の状態を的確に把握するためには、以下の観点から障害の状態を把握するとともに、必要に応じて主治医との連携を図り、病名、病気の状態や程度、治療方針、生活規制の種類や程度とその期間、予後等などについて具体的に把握します。

(1) 教育的観点からの把握

○ 学習時間の制限の程度

児童・生徒等の病状によっては、通常の学習時間に制限が必要な場合があります。

○ 学習空白の状況や程度

小・中学校からの転入生の場合、長期の欠席等による学習内容の習熟度や学習空白の状況等について把握します。

○ 経験不足や偏りの程度

病弱の児童・生徒等の場合は、病気がちであるために集団への参加経験が乏しい児童・生徒等が多い傾向があるので、対人関係や社会性の程度について把握します。

○ 身体活動の制限の程度

病気の種類によって運動制限の程度等は異なりますが、医師の診断を基盤に詳細に把握する必要があります。

○ 生活面の制限の程度

生活規制については、食事制限の種類や程度、安静の必要性とその程度、服薬の種類と回数などを把握します。

(2) 心理・社会的観点からの把握

病弱・身体虚弱の児童・生徒等を理解する上で、その児童・生徒等の学校や家庭における生活の様子について、心理状態や身体（病気）症状の影響の観点から把握しておくことも重要です。

長期にわたる病気により、心理的に不安定な状態にある児童・生徒等の場合には、意識と表出行動の間にギャップがあることもあります。過度の依存性（甘え）、逃避性、意欲低下等が見られる場合、こうした特性は、病弱児自身の要因と環境の要因が関わり合って形成されたものであると理解する必要があります。

4 病弱・身体虚弱の児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

病弱の児童・生徒等の指導に当たっては、どのような場で教育をするにしても、次のような観点の配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならぬとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育方法

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行います（服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対策、酸素ボンベの管理等）。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や「学校生活管理指導表」に基づいた変更・調整を行います（習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等）。

ア－2 教育方法

ア－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供します（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等）。

ア－2－2 学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童・生徒等の教育の機会を確保します。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導します（視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組等）。

ア－2－3 心理面・健康面の配慮

入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行います（治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導等）。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備します（主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築）。また、医療的ケアが必要な場合には医療関係者との連携を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者及び地域の理解啓発を図るための配慮

病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、児童・生徒等、教職員及び保護者の理解啓発に努めます（ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等）。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、児童・生徒等の病気に応じた支援体制を整備します（病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童・生徒等（心臓病等）が逃げ遅れないための支援等）。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や児童・生徒等が自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿、酸素療法等）を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備します。

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備します（色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、落ち着けないときや精神状態が不安定なときの児童・生徒等が落ち着ける空間の確保等）。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生時については病気のため迅速に避難できない児童・生徒等の避難経路を確保する、災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備します。

VI 言語障害

1 言語障害とは

言語障害は、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。一般的には、言語の受容から表出に至るまでのいずれかの過程において障害がある状態であり、その実態は複雑多岐にわたっています。その状態像としては、「その社会の一般の聞き手にとって、言葉そのものに注意が引かれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会的不都合を来すような状態」であると言えます。こうした場合、言語の意味理解や言語概念の形成などの面に困難が伴うことも考えられます。

言語機能の成立に関わる要素は広範で、運動機能や思考、社会性の発達などとの関わりも深く、言語障害を単一の機能障害として定義することは困難です。

2 言語障害の分類と障害の状態の把握

(1) 言語障害の分類

分類の方法はいくつかありますが、一般に次のような基準で分類されています。

- 耳で聞いた特徴に基づくもの
 - ・ 発音の誤り、吃音（きつおん）など
- 言葉の発達という観点から
 - ・ 話す、聞く等、言語機能の基礎的事項の発達の遅れ（言語発達遅滞）や偏りなど
- 原因又は伴っている病気の観点から
 - ・ 口蓋裂に伴う言葉の異常、脳性まひに伴う言葉の異常、聴覚障害に伴う言葉の異常など

(2) 障害の状態の把握

上記の分類のうち、小・中学校における通級の指導の対象として適切としているのは、構音障害や話し言葉の流暢^{ちよう}性の障害等です。

○ 構音障害

構音障害とは、話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」、あるいは「たいこ」を「たいと」などのように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態を指しています。

○ 話し言葉の流暢性の障害

言葉のつまずき、リズムの崩れ、反復など話し言葉の流暢性が十分でなかったり、緊張すると音声が出にくかったりするような状態です。早口症、吃音^{きつ}、あがりの現象などがあります。

○ 言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障害

言葉の発達が全体として他の年齢の児童・生徒等に比べて、かなり遅れている状態であり、単なる言語環境の希薄さからくる場合もありますが、多くの場合、知的障害、肢体不自由（脳性まひ）、情緒障害、聴覚障害などを併せ有しています。

3 言語障害の特性

(1) 環境との相互作用が強い障害であること

言語発達には環境が大きく影響します。児童・生徒等を取り巻く言語環境の在り方はもちろ

ん、言語障害は児童・生徒等の社会生活にも大きな影響を与えます。社会生活上、失敗した経験が言語障害に与える影響も少なくありません。そのため、児童・生徒等の言語障害の状態のみにとらわれるのではなく、周囲の人々との相互作用についても参考とする必要があります。

(2) 見逃されやすい障害であること

言語障害は、日常生活や教科等の学習への影響が少ないと思われがちです。しかし、表面化した障害の程度にかかわらず児童・生徒等が抱える悩みは大きく、情緒面への影響が甚大であることもあります。

(3) 医療との関連が深いこと

例えば、口蓋裂に伴う言語障害の状態の判断等については、医療との関連を重視することが大切です。

4 言語障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

言語障害のある児童・生徒等の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育内容

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

話すことに自信を持ち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行います（一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読、九九の発音等の指導）。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行います（教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等）。

ア－2 教育方法

ア－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行います（筆談、ICT機器の活用等）。

ア－2－2 学習機会や体験の確保

発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行います。

ア－2－3 心理面・健康面の配慮

言語障害のある児童・生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行います。

イ 支援体制

イ - 1 専門性のある指導体制の整備

言語障害の専門家（ST等）との連携による指導の充実を図ります。

イ - 2 児童・生徒等、教職員、保護者及び地域の理解推進を図るための配慮

言語障害について、児童・生徒等、教職員及び保護者への理解啓発に努めます。

イ - 3 災害時等の支援体制の整備

発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組みます。

ウ 施設・設備

ウ - 1 校内環境のバリアフリー化

ウ - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

ウ - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

施設・設備については基本的には他の児童・生徒等と共通の配慮を要します。

Ⅶ 情緒障害

1 情緒障害とは

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言います。

2 障害の状態

(1) 選択性かん黙

選択性かん黙とは、一般に、発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はありませんが、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。選択性かん黙は、自閉症等とは異なりますが、コミュニケーション能力の発達に軽微な問題がある場合が多いことに留意する必要があります。

原因は、一般に、生来の対人緊張や対人不安の強さがあり、集団に入るとその不安が増強することで身を固くして防衛していることがあります。また、対人緊張の強さの背景要因には、知的障害や自閉症があることも珍しくないため、多方面からの調査を基にした総合的な判断が必要であることに留意する必要があります。

(2) 不登校

不登校の要因は様々ですが、情緒障害教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により、登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できなかつたりする状態を言います。そして、本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態です。

したがって、怠学や学校の意義を否定するなどの考えから、意図的に登校を渋る場合は、学校に登校しないという状態は類似していますが、ここで言う情緒障害の範囲には含みません。不登校には、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促し、家族間の人間関係の調整を図るための指導や配慮などが必要です。

(3) その他

偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなどの様々な状態は、多くの人々が示すことでは、ありますが、そのことによって、集団生活への適応が困難である場合、情緒障害教育の対象となることがあります。

なお、広義の情緒障害に含まれている非行は、従来、情緒障害の対象となっていないことに留意する必要があります。

3 情緒障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

情緒障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点の例は次のとおりです。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決

定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－１ 教育内容

ア－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫します。

ア－１－２ 学習内容の変更・調整

心理面での不安定さから学習の積上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮します。

ア－２ 教育方法

ア－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮します。

ア－２－２ 学習機会や体験の確保

治療等により生じる学習機会の不足等に配慮します。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

情緒障害のある児童・生徒等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行います（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにします。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者及び地域の理解啓発を図るための配慮

他者からの働き掛けを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の児童・生徒等や教職員及び保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

情緒障害のある児童・生徒等は、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備します。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

安心して自主的な移動ができるように、特別教室への動線などを分かりやすくします。

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備します。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保します。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備します。

VIII 発達障害

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）と定義されています。

これらのタイプのうちどれに当たるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

以下、主な発達障害について説明します。

1 自閉症

(1) 自閉症とは

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学生年代まで問題が顕在しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

(2) 自閉症の特性

① 状態の把握

自閉症は、上記の三つの特徴によって規定され、医学的には広汎性発達障害に含まれる障害です。

これらの特徴は、軽い程度から極めて重い程度まで見られ、児童・生徒等個々の状態像も多様です。また、多くの場合、知的障害を併せ有しています。

なお、自閉という文字が呼称に使われていることから、人を避けて自分の殻に閉じこもるというイメージを持たれやすく、極端な引っ込み思案や人間嫌いなどと混同されがちですが、引っ込み思案などは、他人の存在や思いを強く意識しており、対人関係の不適切な状態ですので、自閉症ではないことに留意する必要があります。

<高機能自閉症・アスペルガー症候群>

自閉症の中で知的障害のないものが高機能自閉症と呼ばれています。

また、言語や知的には問題のないものがアスペルガー症候群の特徴です（アスペルガー症候群を自閉症とは別の障害であるとする専門家もいます。）。アスペルガー症候群の人たちは「人が考えていることを推測できない」「その場の雰囲気を受け取ることができない」といった社会的能力に問題があります。

いずれも脳の機能障害と考えられており、養育の問題が原因ではありません。特に、アスペルガー症候群は、幼児期には比較的良好な発達をするために見過ごされがちで、集団行動が必要とされる頃に問題が発生してきます。その特徴は集団に入らず、身体運動が不器用であったり、興味が偏っていたり、友達を欲しがらなかったり、言葉をその字面どおりに受け取ってしまい比喩や冗談を理解できなかったりします。

そのためにいじめにあったり、非言語的なコミュニケーションが苦手なことから周りの状

態を理解できないで被害的になったりして二次的な適応障害が出てくることがあります。中には非常に能力の高い人たちがいることも知られており、科学者や音楽家などアスペルガー症候群ではないかと考えられている例もあります。

② 行動に見られる特徴

ア 対人関係

視線が合わない、名前を呼んでも振り向かない、人を意識して行動することや人に働き掛けることが見られないなど、人への関わりや人からの働き掛けに対する反応の乏しさが幼児期に見られます。

しかし、障害の程度にもよりますが、周囲の適切な関わりによって、対人関係は少しずつ芽生えてきますが未熟さが残ることが多くあります。

イ 言語

自閉症が重度であれば、言語の獲得は困難であり、わずかな表出言語があっても、意思の伝達に活用するまでには至らないことが多くあります。また、一方では、知的機能に遅れがない場合は、一見しただけでは、障害があることが分からないほど、話すことができる者もいます。

言葉の発達は、単に遅れがちというだけでなく特異な使用があります。例えば、言葉の出始めでは、即時反響言語（エコラリア）、遅延反響音（聞き覚えの機械的繰り返し）、あるいは独り言が多くあります。それらは、伝達機能を持ちませんが、徐々に伝達機能を持つ言葉に育ち始めます。その段階では、その児童・生徒等の特性をよく理解する者は、その言葉の持つ意味が適切に理解できる場合があります。

言葉が伝達機能を持ちはじめると、例えば、ジュースが欲しくなると、「ジュース、ほしいの？」と他者からの質問と同じようなイントネーションで話したり、また、クレヨンで絵を描いたときに教師に「じょうずね」と褒められたことがあると、後日、クレヨンを使いたいときには「じょうず、じょうず」と訴えたりすることが見られ、機能性を帯びてきます。

しかし、言葉を生活に円滑に活用するには、次のような課題があります。

- 特定の事物の名称や文字（漢字を含む。）などを機械的に記憶することは速いが、抽象概念の形成、因果関係の理解、また、同一の言葉でも文脈や状況によって意味が変化することなどの理解が困難である。
- 獲得した言葉が活用されにくい。
- 身振りなどの伝達手段の理解と活用が不得手で、例えば、指差す、うなずくなどが使えず、また感情が表情に現れにくい。

ウ 同一性への固執

同一性への固執は、いわゆるこだわりとして現れ、長期にわたり持続しがちで、こだわりの対象は新たに別のものによって変わっていく傾向があります。こだわりの現れ方としては、次のようなものがあります。

- ある行動を同一のパターンで繰り返すこと

例えば、ごく単純な動作、仕草、あるいは遊びを飽くことなく繰り返すことがあります。

す。また、日常生活や遊びなどの活動に手順を定め、その順番を変えないことがあります。その手順は儀式的で合理的でないことも多く、その一連の活動が円滑になされないような状態になっても、順番どおりに遂行しないと気が済まないような状態が見られます。また、食事の際にも、特定の食器のみを使う、特定の場所のみで食べる、特定の順序や食べ方を決めて、それに極端に固執することなどがあります。

○ 環境の変化に適応できないこと

例えば、学校の日課が急に変わると適切に対応することができず、著しく動揺することも見られます。入学や進級、転居などでも、その変化には想像を超えた苦痛を伴うことがあります。

○ 特定の事物に興味と関心が集中すること

例えば、漢字、カレンダー、乗り物、あるいは描画などが対象となります。そうした特定の事物への興味・関心が何年も続き、それに関する多量の知識や高い技能を驚くほど身に付ける場合があります。知的発達が遅れている場合は、感触や身体運動感覚、嗅覚などを媒介とする自己刺激に興味・関心が集中することもあります。また、例えば、わずかに開いている窓を閉める、わずかに傾いている掲示物を直すなどのこだわりを示すこともあります。

Ⅱ その他の特性

以下の行動は、他の障害のある児童・生徒等にも見られますが、自閉症の場合、比較的顕著ですので概要を述べます。

○ 感覚刺激への特異な反応

ある種の刺激に特異的に興味を示す反面、別の刺激には、極端な恐怖を示すことがあります。

このような反応を引き起こす刺激の性質には、一貫した特徴は認められませんが、例えば、低周波律動音（空調機器、エレベーター）、きらきらと光るもの（銀紙、セロファン）などが好まれる対象となる場合があります。また、種々の感覚を同時に処理することが不得手であり、例えば、姿勢を制御することに意識が集中し、その他の働き掛けには注意を向けられないなどがあるとされています。

○ 食生活の偏り

極端な偏食があり、ほんの数種類の食物だけで他は一切受け付けないという状態が何年も続くことがあります。偏食については、低年齢段階によく見られますが、適切な指導により改善されることが多くあります。

○ 自傷等

混乱、欲求不満、脅威等に対して、自傷等の行動を取ることがあります。自傷については、例えば、頭や顔を自分で殴打する、壁に打ち付ける、あるいは指をかむなどの行動がありますが、それが激しい場合は負傷することもあるので軽視してはなりません。そのような行動の理由は推察できない場合もありますが、周囲の対応がその行動を強化している場合もあることに注意を要します。

また、本人にとって耐えられない音刺激を手などで耳を塞いで遮断しようとする行動

がありますが、やがて音刺激とは無関係に嫌悪状況に対する回避や防衛反応としての意味を帯びてくる場合が多くあります。

一般に、自閉症の児童・生徒等は状況の変化に対応する力に乏しいので、心理的な混乱や不安に陥りやすく、窮地に陥っていることに対して、援助が必要であることを理解することが重要です。

(3) 自閉症のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

自閉症のある児童・生徒等の指導に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点で配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育内容

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行います（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行います（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等）。

ア－2 教育方法

ア－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供します（写真や図面、模型、実物等の活用）。また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりします。

ア－2－2 学習機会や体験の確保

自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行います。

ア－2－3 心理面・健康面の配慮

情緒障害のある児童・生徒等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）。また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいため、それらの予防に努めます。

イ 支援体制

イ — 1 専門性のある指導体制の整備

自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにします。

イ — 2 児童・生徒等、教職員、保護者及び地域の理解啓発を図るための配慮

他者からの働き掛けを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の児童・生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努めます。

イ — 3 災害時等の支援体制の整備

自閉症や情緒障害のある児童・生徒等は、災害時の環境の変化に適應することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備します。

ウ 施設・設備

ウ — 1 校内環境のバリアフリー化

自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりします。

ウ — 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備します。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備します。

ウ — 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後における環境の変化に適應できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備します。

2 学習障害

(1) 学習障害とは

学習障害(Learning Disabilities)とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のことをいいます。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

ア 学習障害により困難を示す領域

学習障害により困難を示す領域は次のとおりで、学習障害は、このうちの一又は複数について著しい困難を示す状態を指します。

○ 聞く能力

他人の話をして正しく聞き取って、理解すること。

○ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

- 読む能力
文章を正確に読み、理解すること。
- 書く能力
文字を正確に書くこと、筋道立てて文章を作成すること。
- 計算する能力
暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。
- 推論する能力
事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

(2) 学習障害の特性

- 見逃されやすい障害であること
学習障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用に困難を示すものであるため、単に学習が遅れているあるいは本人の努力不足によるものとみなされてしまうことがあります。そのため、障害の特性に応じた指導や支援の必要性が見逃されることがあるので、まずは、特別な教育的な支援が必要であることを保護者や学校教育関係者に認識してもらう必要があります。
- 他の障害との重複がある場合が多いこと
学習障害は、発達障害の一つであり、注意欠陥多動性障害を併せ有する場合や一部の広汎性発達障害と近接している場合があります、その程度や重複の度合いは様々なので、個々の児童・生徒等に応じた対応が必要です。
- 他の事項への波及

学習障害により、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を発揮したり、対人関係を形成したりする際に様々な困難が生じる場合があります。

(3) 学習障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

学習障害のある児童・生徒等の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点的配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－1 教育内容

ア－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行います(文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等)。

ア－1－2 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実に

することを重視した学習内容の変更・調整を行います（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等）。

ア－２ 教育方法

ア－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供します。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等）

書字困難があり、ノートへの筆写が難しい場合は、撮影場面や利用方法等ルールを定め、他の生徒等にも説明した上で、写真撮影を認めます（ただし、カメラ等は申出者本人が用意すること。）。

ア－２－２ 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行います（体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等）また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。）。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設けます（文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等）。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者及び地域の理解啓発を図るための配慮

努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の児童・生徒等、教職員及び保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む（具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続等）。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

特になし

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備します（余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示 等）。

3 注意欠陥多動性障害

(1) 注意欠陥多動性障害とは

注意欠陥多動性障害(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態のことをいいます。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

一定程度の不注意、衝動性又は多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒等においても現れ得るものです。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、衝動性又は多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

① 注意欠陥多動性障害の具体的な状態像

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において、以下のような不注意又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指します。

○ 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

○ 多動性

じっとしていることができず、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であることから、過度に手足を動かしたり、話したりすること。

○ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、他人の行動を遮ったりしてしまうこと

② 注意欠陥多動性障害の特性

○ 見逃されやすい障害であること

注意欠陥多動性障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障害のない児童・生徒等においても、不注意又は衝動性・多動性の状態を示すことがあることから、注意欠陥多動性障害の児童・生徒等は、故意に活動や課題に取り組むことを怠けている、自分勝手な行動をしているとみなされてしまうことがあります。そのため、これらの振る舞いが障害に起因しており、その特性に応じた指導及び支援の必要性が見逃されることがあります。

○ 他の障害との重複がある場合が多いこと

注意欠陥多動性障害は、発達障害の一つであり、学習障害や高機能自閉症を併せ有する場合が多く、その程度や重複の度合いも様々であり、個々の児童・生徒等に応じた対応が必要です。

○ 他の事項への波及

注意欠陥多動性障害により、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を発揮したり、対人関係を形成したりする際に様々な困難が生じる場合があることにも留意する必要があります。

(2) 注意欠陥多動性障害のある児童・生徒等の教育における合理的配慮の観点

注意欠陥多動性障害のある児童・生徒等の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要があります。

なお、ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。同様に、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということでもありません。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

ア 教育内容・方法

ア－１ 教育内容

ア－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行います（自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用等）。

ア－１－２ 学習内容の変更・調整

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行います（学習内容を分割して適切な量にする 等）。

ア－２ 教育方法

ア－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供します（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等）。

ア－２－２ 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行います。

ア－２－３ 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、また、不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努めます（十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等）。

イ 支援体制

イ－１ 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図ります。

イ－２ 児童・生徒等、教職員、保護者及び地域の理解啓発を図るための配慮

不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の児童・生徒等、教職員及び保護者への理解啓発に努めます。

イ－３ 災害時等の支援体制の整備

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組みます（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等）。

ウ 施設・設備

ウ－１ 校内環境のバリアフリー化

ウ－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備します（余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置 等）。

ウ－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保します。

Ⅸ 精神障害

精神障害とは、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」（精神保健及び精神障害福祉に関する法律第5条）と定義されています。

精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障害特性や制限の度合いは異なります。また、精神疾患には、いくつもの種類があり、その中には長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものもあります。代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等があります。

なお、不安やうつ状態の治療を受けている児童・生徒等の中には、発達障害の特性を併せ有する児童・生徒等もあり、多様な特性に配慮した支援が必要な事例があることが分かってきました。そのため、学校では、発達障害の特性に応じた学習環境の調整も参考にしていくことも大切です。他方、発達障害の児童・生徒等の中には、成長とともにうつ病や強迫性障害、適応障害、統合失調症等の精神疾患の症状が顕在化し、在学中に診断名が付け加わったり変化したりすることもあります。

発達障害と精神障害の併存例では、両障害の状態や教育的なニーズを把握した上で支援の内容を個別に検討します。精神障害が改善すれば、発達障害に特化した支援内容に移行することになります。このような個別的な支援によって、学校生活がよりスムーズに展開するものと期待されます。

以下、主な精神障害等について説明します。

1 統合失調症

(1) 統合失調症とは

統合失調症とは、症状に個人差はありますが、思考や行動、感情をまとめていく能力、すなわち統合する能力が長期間にわたって低下し、幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態のことです。10代から30代くらいまでの比較的若年世代に起きやすく、約100人に1人程度の頻度で発病が見られます。

(2) 統合失調症の特性

ア 陽性症状

(ア) 幻覚

実態がなく他人には認識できないものの、本人には感じ取れる感覚のこと。中でも自分の悪口やうわさ、指図する声等が聞こえる幻聴が多いと言われます。

(イ) 妄想

明らかに誤った内容を信じてしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない考えのこと。誰かにいやがらせをされているという被害妄想、周囲のことが何でも自分に関係しているように思える関係妄想などがあります。

イ 陰性症状

意欲が低下し、以前からの趣味や楽しみにしていたことに興味を示さなくなったり、疲れやすく集中力が保てず、人付き合いを避け引きこもりがちになったりすることがあります。

ウ 認知や行動の障害

考え方がまとまりにくく、何が言いたいのか分からなくなったり、相手の話の内容がつかめず、周囲にうまく合わせることができなくなったりすることがあります。

(3) 統合失調症の児童・生徒等への配慮

統合失調症の児童・生徒等への支援に当たっては、保護者等、主治医（医療機関）及び学校が連携し、共通理解を図った上で対応することが重要です。

主な対応は以下のとおりです。

- 統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学びます。
- 児童・生徒等が情動不安定になっても、病気の症状のために自己制御が困難であるとの認識に基づいて、教員が児童・生徒等の行動に振り回されずに、いつも変わらず落ち着いた態度で接することが重要です。
- 社会との接点を持つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら友人と交流したりすることを見守ります。
- ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛けます。
- 一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛けます。
- 症状が強い時には無理をさせず、しっかり休養を取ったり、速やかに主治医を受診したりすることを本人又は保護者等に促します。

2 気分障害

(1) 気分障害とは

気分障害とは、気分の波が主に症状として現れる病気です。うつ状態のみを認めるときはうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害（躁うつ病）と呼びます。

(2) 気分障害の特性

(ア) うつ状態

うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい実行に移そうとするなどの症状が見られます。

(イ) 躁状態

躁状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたり、ほとんど眠らずに働き続けたりします。その一方で、ちょっとしたことにも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でもできると思い込んで人の話を聞かなくなったりすることもあります。

(3) 気分障害の児童・生徒等への配慮

気分障害の児童・生徒等への支援に当たっては、保護者、主治医（医療機関）及び学校が連携して、共通理解を図った上で対応することが重要です。

主な対応は以下のとおりです。

- 病気について正しい知識を学びます。

- 児童・生徒等が情動不安定になっても、病気の症状のために自己制御が困難であるとの認識に基づいて、教員が児童・生徒等の行動に振り回されずに、いつも変わらず落ち着いた態度で接することが重要です。
- うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養を取れるよう配慮します。
- 躁^{そう}状態の時は、安全管理等に気を付けます。
- 自傷行為（自分を傷つける行為）や自殺などをうかがわせるような言動があった場合は、本人の安全を確保した上で、速やかに主治医や心理の専門家等に相談するよう保護者等に促します。

コラム ヘルプマーク・ヘルプカード

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がいます。そこで、東京都では、そうした方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

ヘルプマークへの理解を広めるために、交通機関の優先席に案内表示を行うとともに、ポスターの掲示など区市町村や民間企業による普及啓発の取組を促進しています。



(ヘルプマーク)

(表面：上部は都内統一デザイン)



(裏面：参考様式)

下記に連絡してください。

私の名前

(ア) 連絡先の電話

連絡先名(会社・機関等の場合)

呼んでほしい人の名前

(イ) 連絡先の電話

連絡先名(会社・機関等の場合)

呼んでほしい人の名前

(ヘルプカード)

【ヘルプカード】

障害がある人の中には、困っていることや支援が必要なことをうまく周囲に伝えられない人がいます。そうした人が緊急時などに周囲に支援を求めるためのツールとして、自治体ごとに作成されていた「ヘルプカード」について、認知度を高め、都内で統一的に活用できるように標準様式を定めました。

ヘルプカードの取組を多くの区市町村に拡大させ、広く都民や事業者に知っていただくため、ホームページ等を通じた広報を行うとともに、カードを活用する区市町村を支援していきます。

第5 相談体制の整備・その他

1 相談体制の整備について

- 障害者差別解消法は、幅広い分野の行政機関等や民間事業者が対象となるため、それぞれの事業を所管する部署が、都民からの相談に的確に応じられることが大切です。
都立学校においては、管轄する学校経営支援センター経営支援室が窓口となっています。
- なお、各都立学校において障害者個人からの相談窓口等を設置する際には、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報の周知を図り、利用しやすいものとするよう努めるとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールなどの多様な手段を用意しておくことが重要です。
また、相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望まれます。
- 職員からの差別の相談については、各学校経営支援センター経営支援室に相談窓口を定めています。

「都立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」第5条第1項に基づく相談窓口連絡先一覧

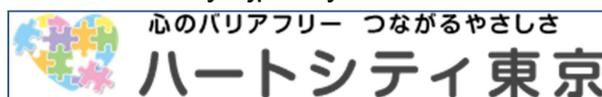
相談窓口	電話番号	FAX番号	メールアドレス
東部学校経営支援センター経営支援室	03-3815-4740	03-3815-9910	S0200382@section.metro.tokyo.jp
東部学校経営支援センター支所経営支援室	03-3630-9181	03-3630-9186	S0200383@section.metro.tokyo.jp
中部学校経営支援センター経営支援室	03-3469-9794	03-3469-9795	S0200392@section.metro.tokyo.jp
中部学校経営支援センター支所経営支援室	03-3980-6081	03-3980-6086	S0200393@section.metro.tokyo.jp
西部学校経営支援センター経営支援室	042-527-6980	042-527-6468	S0200402@section.metro.tokyo.jp
西部学校経営支援センター支所経営支援室	042-466-6091	042-466-6096	S0200403@section.metro.tokyo.jp

2 その他

- 障害特性に応じた配慮事項等を知るには、例えば、以下のようなホームページがあります。

- ・ 「東京都障害者差別解消法ハンドブック」(東京都福祉保健局障害者施策推進部)
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html

- ・ ハートシティ東京 (東京都福祉保健局障害者施策推進部)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tokyoheart/>



- ・ 改訂版「障害のある方への接遇マニュアル」(東京都心身障害者福祉センター)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/hakkou/index.html>

- ・ 「発達障害者支援ハンドブック2015」(東京都福祉保健局障害者施策推進部)
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/hattatsushougai.html

- ・ 公共サービス窓口における配慮マニュアル - 障害のある方に対する心身のだしなみ - (内閣府)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

- ・ 障害の種類と必要な就労支援機器の紹介 (高齢・障害・求職者雇用支援機構)
<http://www.kiki.jeed.or.jp/inf/u0400.html>

- 上記のほか、内閣府が「合理的配慮サーチ」(合理的配慮等具体例データ集)を構築しています。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

- 国等職員対応要領・民間事業者向け対応指針

国では、府省庁ごとに職員向けの対応要領と民間事業者向けの対応指針を作成しています。各府省庁の対応要領・対応指針は、内閣府ホームページから確認できます。

- ・ 対応要領

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>

- ・ 対応指針

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

- 障害者差別解消法全般について

法律全般に関する内容等について、詳しくは内閣府のホームページを参照してください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

福祉のまちづくりを紹介

小規模な店舗など、バリアフリー整備が困難な店舗では、「おもてなしのサービス」で対応していただくこととなりますが、具体的にどんなことに気を付ければいいのかポイントを整理し、「みんながまた来たくなるお店づくり～だれにでもおもてなしのサービスを～」を作成しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/omise.html>

また、駐車場を設置・管理する事業者の方へ、「障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」を作成しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/kanren/guideline-park.html>

このほか、「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイド」では、東京都福祉のまちづくり条例の目的である「すべての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり」を進めるという趣旨を踏まえ、店舗等内部※のテーブル配置やカウンターの高さなど、条例に定める整備基準だけでは補いきれない整備の考え方をまとめています。

※店舗等内部：洋品店であれば商品の陳列棚や試着室まで、飲食店であれば 飲食を提供するテーブルまで、医療施設であれば診察を受ける席や診察台までの経路や設備などで、条例に定める整備基準の対象とならない部分

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/tenponaibu.html>

都立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱

平成28年3月25日
27教人職第4366号

(目的)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき、同法第7条に規定する事項に関し、都立学校の職員（以下単に「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）を理由として、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（以下「障害者」という。）と障害者でない者とを正当な理由なく不利に扱うこと（以下「不当な差別的取扱い」という。）により、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 前項に規定する正当な理由に相当する場合とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下にやむを得ず行われたものであると認められる場合であって、正当な理由に相当することの適否については、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及びその事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面、状況等に応じ総合的及び客観的に判断するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 合理的配慮は、その事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること又は事務若しくは事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意するものとする。

3 過重な負担については、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面、状況等に応じ、総合的・客観的に判断するものとする。

- 一 事務又は事業の目的・内容・機能の維持に係る影響の程度
- 二 物理的・技術的制約及び人的・体制上の制約による実現可能性の程度
- 三 費用・負担の程度

(管理職の責務)

第4条 職員のうち、校長、副校長又は経営企画課長の職にある者（以下「管理職」という。）は、前2条に定める事項における障害による差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 管理職は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 東京都学校経営支援センター経営支援室及び同支所経営支援室に、管轄する都立学校に勤務する職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口（以下単に「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口は、相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実を確認した上で、相談対象事案があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を採用するものとする。
- 3 相談窓口寄せられた相談等は、東京都教育庁人事部職員課に集約し、相談者のプライバシーに配慮するとともに、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 4 相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第6条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者にあつては障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について、新たに管理職となる職員にあつては障害を理由とする差別の解消等に関し求

められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

- 3 前項の研修の内容、回数等は、東京都教育委員会教育長が別に定める。ただし、経営企画室に所属する職員以外の職員に係る同研修の内容、回数等は、東京都教職員研修センター所長が別に定める。
- 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するため、東京都教育委員会が定める障害者差別解消法ハンドブック（都立学校版）等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十五号)

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ハ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消す

るための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

合理的配慮の具体的な対応例（中高一貫教育校・高等学校編）

支援が必要な場面		申出の内容（例）	主な障害種別	合理的配慮に基づく対応例	備考
受検前	学校説明会	説明者の話している内容やプリントの記載内容が理解できないため、情報保障をしてほしい。	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	○説明会に参加を希望する障害のある生徒・保護者の障害の状況を把握し、手話通訳や筆談、読み上げなど、学校ごとに実施可能なコミュニケーション手段を用いて、配慮を必要としている当該生徒・保護者に対して、情報保障を行う。 ○説明者やスクリーンに近い席を確保するなど、座席の配慮を行う。 ○車いすを利用している場合、周りの生徒等が立ち上がると、前が見えなくなるので、一番前の席にするなどの配慮を行う。	説明会の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。
受検前	学校見学	学校見学に行きたいが、車いすを使用しているため、校内に段差がないようにしてほしい。	肢体不自由	○校内の段差を学校見学日までに全て解消することは難しいことを丁寧に説明する。 ○段差がないルートで校内を見学することや、他の生徒と一緒に見学することを希望している場合は、段差のある場所において、携帯スロープの活用や、職員がキャストを上げるなどの対応が可能であることを障害のある生徒や保護者に説明し、同意を得た上で、対応を行う。	説明会の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。
入学まで	入学願書受付時	窓口での説明内容が分からないので、手話通訳を実施してほしい。	聴覚障害	○障害のある生徒の必要に応じて手話通訳を実施する。 ○手話通訳をすぐに実施できない場合は、その旨を当該生徒や保護者に伝え、筆談による対応方法について説明し、同意を得た上で、出願時における必要な情報を提供する。	あらかじめ、在学する学校と連携し、障害の状況や、生徒が出願する時間を把握し、スムーズに対応できるようにする。
入学まで	入学願書受付時	窓口での説明内容が分からないので、情報保障をしてほしい。	視覚障害 知的障害	○障害のある生徒や保護者から、どのような方法で説明を受ければ理解できるかを聞き取り、読み上げなどの方法により、願書受付時に配布する資料を、職員が説明する。	あらかじめ、在学する学校と連携し、障害の状況や、生徒が出願する時間を把握し、スムーズに対応できるようにする。
入学まで	入学願書受付時	疲れやすく、長時間待つことができないため、受付時に配慮してほしい。	肢体不自由	○他の出願者と同じように、出願場所で待たなくてもよいことを認め、整理券を渡すなどして、順番が来るまで、休憩できる場所を提供する。	あらかじめ、在学する学校と連携し、障害の状況を把握し、比較的混雑しない時間帯を情報提供するなど、手続がスムーズに行えるようにする。
入学まで	入学願書受付時	長時間待つことができないため、受付時に不安にならないように配慮してほしい。	発達障害 精神障害	○混雑した場所ではなく、落ち着いた場所で順番が待てるよう、別室を確保する。	あらかじめ、在学する学校と連携し、障害の状況を把握し、比較的混雑しない時間帯を情報提供するなど、手続がスムーズに行えるようにする。
入学まで	学力検査	障害のある生徒からの学力検査実施上の特別な措置の要望	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 等	○障害のある受検者に対する特別な措置の実施は、入学者選抜実施要綱により定められている。 通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。 中学校長を通じて、志願する高校の校長へ措置申請を行う(既卒者の場合、中学校長を経由せずに直接申請する。)	必ず高等学校教育課入学選抜担当へ協議する。
入学まで	学力検査	入学者選抜での注意事項を聞き逃したり、質問や注意があったことに気が付かないので、確実に情報が伝わるようにしてほしい。	聴覚障害 視覚障害 知的障害	○障害のある生徒の、個々の障害の状況を把握し、手話通訳や注意事項の読み上げ、筆談などで必要な情報が伝わるように配慮する。 ○説明内容を文書にして配布し、注意事項の聞き逃しや、質問や注意があったことに気が付かないことがないように配慮する。	在学する学校と連携し、生徒の障害特性に合った適切な伝達方法について把握しておく。 必ず高等学校教育課入学選抜担当へ協議する。

合理的配慮の具体的な対応例（中高一貫教育校・高等学校編）

支援が必要な場面		申出の内容（例）	主な障害種別	合理的配慮に基づく対応例	備考
入学まで	合格発表から入学式までの準備期間	入学後は、車いすでの生活となるため支援してほしい。	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある生徒が学校生活を送る上でのニーズを、受け入れる学校として確認する必要があるため、当該生徒が何度も来校しなくてもすむように、合格発表日や入学手続日などに、当該生徒や保護者との面接日を設定する。 ○工事等が必要な場合、工期がかかることを考慮し、できる限り早い時期に行う。 ○校内を当該生徒と教職員が回り、扉の開閉や段差、スロープなどをチェックし、アクセス困難な教室について、授業教室の変更を検討するとともに、授業を受けやすい座席の位置を確認する。 ○その上で、実現可能な工事について所管部署と確認し、検討を行う。 ○過重な負担でない場合は、速やかに工事が実施されるように施設の改修を行う。 ○実現不可能なときは、それに代わる代替案を検討する（スロープ設置が不可能な場合に段差解消機を設置する等）。 ○当該生徒に適した机、椅子への変更を行うなど、障害のある生徒が表明するニーズだけでなく、あるべき配慮についての検討も併せて行う。 	出身校と連携し、在学中に提供されていた配慮についてあらかじめ確認しておく。
入学まで	合格発表から入学式までの準備期間	入学後の授業についていけるか不安があるので支援してほしい。	聴覚障害 視覚障害 知的障害 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある生徒や保護者との対話を通じて、当該生徒の障害の状況を把握し、過重な負担でない場合は、手話通訳や筆談、教科書の読み上げ、ノートテイクなど学校ごとに実施可能な手段を用いて、生徒一人一人の障害の状況に応じた情報保障について配慮する。 ○視覚障害の場合は、点字プリンターや、ICT機器の整備などが予算上可能かどうか所管部署と相談の上、機器の整備について検討する。 	障害の特性に応じた、適切な指導を行うために、近隣の特別支援学校等のセンター的機能を活用し、支援を受ける。
入学まで	入学説明会	説明者の話している内容やプリントの記載内容が理解できないため、情報保障してほしい。	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある生徒の障害の状況を把握し、手話通訳や筆談、読み上げなど、学校ごとに実施可能なコミュニケーション手段を用いて、配慮を必要としている障害のある生徒に対して情報保障を行う。 ○説明者やスクリーンに近い席を確保するなど、座席の配慮を行う。 ○車いすを利用している場合、周りの生徒が立ち上がると、前が見えなくなるので、一番前の席にするなどの配慮を行う。 ○必要書類やスケジュールの確認について、個別に説明を行う。 	事前に行った障害のある生徒や保護者との面接内容を、個別の生活支援シートなどに記録し、在学中に教職員間で情報が共有できるようにする。
入学まで	入学式	入学式での情報保障してほしい。	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある生徒の障害の状況を把握し、手話通訳や筆談、読み上げなど、学校ごとに実施可能なコミュニケーション手段を用いて、配慮を必要としている障害のある生徒に対して情報保障を行う。 ○説明者やスクリーンに近い席を確保するなど、座席の配慮を行う。 ○車いすを利用している場合、周りの生徒が立ち上がると、前が見えなくなるので、一番前の席にするなどの配慮を行う。 	事前に行った障害のある生徒や保護者との面接内容を、個別の生活支援シートなどに記録し、在学中に教職員間で情報が共有できるようにする。
学習支援	授業全般	障害の特性に応じた配慮の要望	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○治療等で長期間欠席するなど、学習に空白が生じる場合は、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫する。 ○定期考査において、個々の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験やICT機器等支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認める。 ○授業中、ノートを取ることが難しい場合に、板書を写真撮影することを認める。 ○授業において、ICレコーダー等を用いた録音を認める。 ○感覚過敏の障害がある生徒が、落ち着いて授業を受けるために、サングラス、イヤーマフ（耳栓）、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認める。 ○疲労を感じやすい障害のある生徒が、別室での休憩を希望したときは、授業中に休憩することを適宜認める。 	入学時に聞き取りを行い確認した内容であっても、合理的配慮の内容は、障害の状況、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて、変遷することに留意する。

合理的配慮の具体的な対応例（中高一貫教育校・高等学校編）

支援が必要な場面		申出の内容（例）	主な障害種別	合理的配慮に基づく対応例	備考
学習支援	授業全般	「教員の話が分からない」又は「授業についていけない」ため配慮してほしい。	聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○聞き取りが困難な障害のある生徒がDVDなど視聴覚教材を視聴する場合は、字幕を付与して用いるなど配慮を行う。 ○手話通訳や筆談、読み上げなど、学校ごとに実施可能なコミュニケーション手段を用いて、必要な情報が伝わるように配慮する。 ○ノートテイク、パソコンノートテイクなどの介助を、必要に応じて行う。 ○授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、筆談やICT機器の使用を認めるなど、発言しやすいよう配慮する。 ○スクリーン、板書等がよく見えるように、スクリーンに近い席にするなど、座席の配慮を行う。 ○ノートテイクや手話通訳では対応が難しい授業の場合は、事前に書き起こし原稿を提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換する時間を与える配慮を行う。 ○聴覚過敏のため落ち着いて授業が受けられない生徒に対して、教室の机や椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する。 	
学習支援	授業全般	「教員の話が分からない」又は「授業についていけない」ため配慮してほしい。	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中に使用する資料を、点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する生徒には、事前にこれらの資料を当該生徒へ提供し、授業前に一読したり、読みやすい形式に変換する時間を確保できるように配慮を行う。 ○理科の実験・専門教科の実習等においては、周囲の状況説明、配付資料に関する即時の情報提供等を行うために、手話通訳や筆談、読み上げなど、学校ごとに実施可能なコミュニケーション手段を用いる。 ○体育の実技では、視覚障害のある生徒は模倣が難しく教員の指示を十分に理解できないため、教員の指導をサポートするための介助を実施し個別にサポートする。 ○種目によっては個別のカリキュラムが必要となる場合もある。 ○周囲の状況を把握することが難しいため、誰にどのタイミングで話しかければよいかなど、授業でのディスカッションなどで、会話のきっかけをつかめない場合があることから、積極的に声を掛けて会話のきっかけを作る配慮を行う。 ○弱視の生徒の見え方に応じて、ホワイトボードを黒板に変更することや、見やすいチョークやマーカーを使用したり、レーザーポインタの色を工夫するなどの配慮を行う。 ○板書やスライドなどを指差しながら話す時は、「あれ」、「これ」などの指示語を使わず、具体的な言葉で説明する。 	
学習支援	授業全般	「授業についていけない」ため配慮してほしい。	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○不随意運動等により資料やノート等を押さえることが難しい障害のある生徒に対し、必要に応じて、資料等を押さえる介助や、バインダー等の固定器具の提供などの配慮を行う。 ○上肢障害の状態と程度により、筆記が困難である場合や時間がかかる場合があるため、要約筆記を行う。 ○要約筆記の実施が困難な場合は、代替手段として本人がパソコンを使用することを認めるなどの配慮を行う。 ○上肢障害によって、筆記が困難である場合や時間がかかる場合は、提出期限の延長も考慮し、提出は紙ではなく電子媒体によることも認める。 ○体育の授業の際には、上・下肢の機能に応じて、例えばボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車いすの使用を認めるなど配慮を行う。 ○長時間の学習では疲労、あるいは一定姿勢を要求される学習では身体的苦痛などが起こりやすいため、適宜休憩を認めるなど特段の配慮を行う。 	
学習支援	授業全般	「教員の話が分からない」又は「授業についていけない」ため配慮してほしい。	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の状況に応じて、授業の内容について、要約筆記やノートテイクなどの介助を行う。 ○授業中に使用する資料について、障害の状況に応じて、漢字にルビを付したり、単語や文節の区切りに空白をはさんで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等を行うなど、障害の特性に配慮して情報を提供する。 ○言葉だけを聞いて理解することや、意思疎通が困難な障害のある生徒に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末などのICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化を行うなど、視覚的に伝わるように配慮する。 ○人前での発表が困難な障害のある生徒に対し、代替措置としてレポートを提出させたり、発表を録画したもので学習評価を行う。 	

合理的配慮の具体的な対応例（中高一貫教育校・高等学校編）

支援が必要な場面		申出の内容（例）	主な障害種別	合理的配慮に基づく対応例	備考
学習支援	授業全般	「教員の話が分からない」又は「授業についていけない」ため配慮してほしい。	発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の状況に応じて、授業の内容について、要約筆記やノートテイクなどの介助を行う。 ○授業中に使用する資料について、障害の状況に応じて、漢字にルビを付したり、単語や文節の区切りに空白をはさんで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等を行うなど、障害の特性に配慮して情報を提供する。 ○言葉だけを聞いて理解することや、意思疎通が困難な障害のある生徒に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末などのICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化を行うなど、視覚的に伝わるように配慮する。 ○人前での発表が困難な障害のある生徒に対し、代替措置としてレポートを提出させたり、発表を録画したもので学習評価を行う。 ○こだわりの強い生徒が、話合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり、個別に対応したりするなどの配慮を行う。 	
学習支援	授業全般	「教員の話が分からない」又は「授業についていけない」ため配慮してほしい。	難病・病弱等	<ul style="list-style-type: none"> ○慢性的な病気等のために他の生徒と同じような運動ができない生徒に対して、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除することなく、参加できるように配慮する。 ○治療等のために学習できない期間が生じる生徒に対し、補講を行うなど授業の遅れについて配慮を行う。 	
学習支援	定期考査	定期考査に関する情報（日程・時程、注意事項）が確実に伝わるようにしてほしい。	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○定期考査に関する情報（日時・時程等）を、校内の掲示物やプリント配布により周知する場合、障害があることで理解できなかったり、気が付かないことがあるため、障害のある生徒本人に、定期考査に関する必要な情報を認識しているかどうか確認を行い、認識できていない場合は、生徒の障害の特性に応じて、掲示物やプリントを読み上げたり、点訳、拡大文字にするなどにより、定期考査に関する情報が、障害のある生徒本人に伝わるように配慮する。 ○周知文書の電子データ（テキストファイル）を事前に提供し、読み上げソフトに対応できるように配慮する。 	
学習支援	定期考査	上肢障害により、筆記が困難である場合や時間がかかる場合があるため、配慮してほしい。	肢体不自由 視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある生徒本人に、試験を受けるためにどのような配慮を求めているか聞き取り、必要に応じて受験上の配慮をする。 ○時間がかかる場合（上肢に障害がある場合や点字により作成した問題の場合など）考査時間を延長する。 ○筆記が困難な場合 パソコン使用（テキストのみならず音声での解答も考慮する）や口述筆記を認める。 別室を用意することも考慮する。 	
学習支援	校外学習 修学旅行	障害があっても修学旅行に参加できるように配慮してほしい。	視覚障害 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある生徒や保護者に必要性について聞き取りを行い、トイレ介助や移動支援等を実施する。 ○保護者が介助のため、修学旅行への同行を要請した場合、修学旅行全体の計画や、教育活動に影響がないことを確認の上、同行を認める。 	
学校生活全般	登下校	登下校の際、車での送迎を行うため、駐車スペースの配慮をしてほしい。	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の要望を聞き取り、障害のある生徒が、乗り降りしやすい場所を常時使用できるように確保する（雨天時に雨で濡れない場所やバリアフリー化されている出入りに近い場所等）。 	継続して車両での登下校が見込まれる場合は、障害者専用の駐車スペースを確保し、スムーズに乗降ができるようにする（基礎的環境整備）。

合理的配慮の具体的な対応例（中高一貫教育校・高等学校編）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	主な障害種別	合理的配慮に基づく対応例	備考	
学校生活全般	登下校	生徒昇降口を車いすで通るのが困難であるため配慮が必要	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒昇降口のどの箇所が、車いすでの通過に困難なのかを聞き取り、過重な負担でない場合は、生徒の必要性に応じて工事による施設の改修を行う。 ○バリアフリー化や校門から昇降口に行くまでの経路に屋根を設置するなど、工事の実施が困難であると確認された場合は、代替案として、別ルートからの校舎へ入ることを提案するなど行い、対話により合意形成を図る。 	障害のある生徒や保護者から必要としている内容を聞き取り、工事で対応し改善するか、一時的に配慮していくかを判断していく。
学校生活全般	図書館	図書館の書籍や雑誌を閲覧するための支援が必要	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由 知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○上・下肢に障害がある生徒が図書館を利用するときは、閲覧したい図書を当該生徒から聞き取り、書架に置かれた図書・パンフレット等を取って渡すなどの配慮を行う。 ○図書の分類表示が理解できない障害のある生徒に対し、図書・パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。 ○生徒の障害特性に応じて、拡大読書器や定規、カラークリアーファイルなど、補助具を貸与する。 	図書館内の通路は車いすやつえでの移動に十分な空間が確保されているか、机は車いすで使用可能かなど、図書館の環境が障害のある生徒が利用しにくい環境となっていないか確認する。
危機管理	災害時の緊急対応	災害や事故が発生した時に、校内放送で避難情報を聞くことができないので不安を感じる。	聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の障害特性を把握し、過重な負担でない場合は、電光掲示板の設置や、手書きボードを用いて表示するなど分かりやすく案内する。 ○避難訓練などで、障害がある生徒が在学していることを前提として、情報保障や案内誘導、避難経路の確認など、実際の場面を想定した訓練を実施する。 	避難訓練実施時に、障害のある生徒本人や担当教員から避難経路上の問題点を聞き取り、必要に応じ改修を行っていく。
危機管理	災害時の緊急対応	災害や事故が発生した時に、介助なしには避難することができないので不安を感じる。	肢体不自由 難病・病弱等	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練などで、障害のある生徒が在学していることを前提とし、情報保障や案内誘導、避難経路の確認など、実際の場面を想定した訓練を実施する。 ○災害時は、エレベーターは使用できないことを想定し、それを考慮した上で、避難計画を策定する。 	避難訓練実施時に、障害のある生徒本人や担当教員から避難経路上の問題点を聞き取り、必要に応じ改修を行っていく。
	保護者会	情報保障について配慮してほしい。	聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳や要約筆記、補聴システムによる説明内容の伝達 ○説明者に近い座席を確保する。 	保護者会の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目をあらかじめ設ける。
	保護者会	情報保障について配慮してほしい。	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○会議資料を事前送付するなどの対応を行い、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキストファイル）で提供する。 ○スクリーン等に近い座席を確保する。 	保護者会の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目をあらかじめ設ける。
	保護者会	情報保障について配慮してほしい。	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○車いすを利用している場合、周囲の人が立ち上がると、前が見えなくなるので、一番前の席にするなどの配慮が必要 ○要約筆記やICレコーダーによる音声記録など、障害の状況に応じ、必要な配慮を提供する。 	保護者会の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目をあらかじめ設ける。

◎ここに示した合理的配慮は、あくまで一例であり、対応の具体的な内容は、生徒やその保護者と話し合いを十分に行った上で、定めていきます。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（盲学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	歩行に困難があり、車いすを利用している。学校見学、学校説明会の出席に当たり、配慮してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 説明会の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	疲労を感じやすいため、休憩場所を用意してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 休憩場所として別室を用意する。 ○ 別室の用意が困難な場合、当該申出者に事情を説明し、長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを作り対応する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。
入学者選考等	入学者選考、入学相談において、個々の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受検や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めてほしい。（特別措置の申請）	入学者選考、入学相談の実施要項に基づき対応する。通常の学力調査等の方法で受検することが困難で、実施上の特別な措置を希望する者は、在籍校の校長を経由して受検予定の学校の校長に申請する。申請を受けた校長は、直ちに東京都特別支援教育推進室に連絡すること。	在籍する中学校等における通常の定期考査等での対応を聞き取るなど、連携を密にすること。
入学手続等	入学手続日等で窓口が混雑する場合、他人との接触や多人数の中になると緊張等が出るため、配慮してほしい。	申出者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要な書類等の確認を別室を用意して対応する。 ○ 順番を待つことが苦手な場合は、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 ○ 手続等が集中する時間帯を避けて案内する。	
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 司会者等はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（盲学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
入学式等	歩行に困難があり、車いすを利用している。入学式の出席に当たり、配慮してほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 入学式の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
登下校	保護者による送迎の場合、車両乗降場所を校舎出入口に近い場所にしてほしい。	学校の敷地状況や幼児・児童・生徒の移動動線等を勘案し、対応できるよう配慮する。 特に雨天時等天候がよくない場合は、対応することが望ましい。	
授業	ノートを取ることが難しいので、板書を写真撮影させてほしい。	○ 撮影場面や利用方法等ルールを定め、他の生徒等にも説明した上で、写真撮影を認める。ただし、カメラ等は申出者本人が用意すること。	
授業	情緒障害、自閉症等のため、授業等で配慮をしてほしい。	○ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業を実施する。 ○ あらかじめ授業の目的、見通しなどを提示する。 ○ 板書で重要なところを色分けするなどの工夫を行う。 ○ イラストやグラフなど視覚的に分かりやすい表現を活用する。 ○ 板書の写しが困難な場合は、プリントを配布する。等	
摂食指導	食物アレルギーがあるので、給食を別メニューにしてほしい。	○ 学校の給食施設・設備で対応が可能か等総合的に検討の上、対応可能な場合はアレルギー食材を除去した給食を提供する。 ○ 対応が難しい場合は、申出者本人、保護者等、学校とで十分に協議の上、家庭から弁当の持参を認める。	
学校生活全般（支援）	高い所に置かれた図書等が取れないので、手助けしてほしい。	○ 配架棚の高いところに置かれた図書、パンフレット等を取って渡す。 ○ 図書・パンフレット等の置く場所を低い位置（取りやすい位置）に変更する。	
学校生活全般（支援）	口頭での指示だけでは認識しづらいので、他の方法を併用してほしい。	○ 指示を書面で伝える。	
学校生活全般（支援）	音に対する感覚過敏のため、イヤーマフを着用したい。	○ イヤーマフのほか、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認める。ただし保護者等が用意し、保守点検も保護者が行うこと。	
学校生活全般（支援）	（治療のため）感染症に配慮してほしい。	○ 担任等の手洗いうがいの励行、マスクを着用する。 ○ 物に触れる場合はビニール手袋を着用する。	○ 主治医の意見も確認すること。
緊急時対応	聴覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 緊急時に視覚的に受容することができる設備を設置する。 ○ 放送等による避難指示を聞き取ることができない場合、緊急時の安全確保及び避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。 ○ 情報が入らないことによる不自由・不安を感じさせないよう、手話や筆談等で状況を伝える。	○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（盲学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
緊急時対応	肢体不自由のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 移動の困難さに応じた避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行う。 ○ 災害時発生後に必要な物品を準備する（車いす、担架、非常用電源、手動で使える機器 等） ○ 医療的ケアが必要な場合、非常用電源を用意する。 	○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	知的障害者等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。 	○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	情緒障害、自閉症等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急な対応等に混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。 	○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	難病、身体虚弱等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気のため迅速に避難できない児童・生徒等の避難経路を確保する ○ 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。 	○ 支援方法について、病弱特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料の中の漢字が理解しづらいので、何らかの対応をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料にルビを振る。 ○ 漢数字は用いない。 	
窓口対応	比喩表現、間接的な表現が理解しづらいので、具体的に説明してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 比喩、二重否定表現などを用いずに、具体的に説明する。 ○ 間接的な表現が伝わりにくい場合には、より直接的な表現を使って説明する。 ○ なじみのない外来語は避ける。 ○ ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。 	
窓口対応	文字で説明を受けるより、図、イラストの方が理解しやすいので、そのような対応をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続や申請の手順等を矢印やイラスト等で分かりやすく伝える。 ○ 書類記入の依頼時には、記入方法を本人の目の前で示す。 ○ 文字で説明しなければならない場合は、記述内容について、分かりやすい表現にする。 ○ 資料にルビをふる。 	
窓口対応	口頭による意思疎通が得意のため、代替手段で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵カード、矢印、イラスト等による対応 ○ 筆談による対応 	
窓口対応	不随意運動等により書類等を押さえることが難しいため、手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が書類を手で押さえる。 ○ バインダー等の補助具を貸し出す。 ○ 教職員や同行の介助者の代筆により対応する。 	
学校への連絡方法	学校への連絡に当たって、電話以外の方法で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内文や通知等に電話番号だけでなく、メールアドレスやファクシミリ番号を必ず記載する。 	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（盲学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
保護者会等	保護者会等の出席に当たり、情報保障について配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
保護者会等	歩行に困難があり、車いすを利用している。保護者会等の出席に当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 保護者会等の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。

◎ここに示した合理的配慮は、あくまで一例であり、対応の具体的な内容は、生徒やその保護者と話し合いを十分に行った上で、定めていきます。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（ろう学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会に出席するに当たり、情報保障してほしい。	<p>学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員等により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	歩行に困難があり、車いすを利用している。学校見学、学校説明会の出席に当たり、配慮してほしい。	<p>学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 説明会の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	疲労を感じやすいため、休憩場所を用意してほしい。	<p>学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休憩場所として別室を用意する。 ○ 別室の用意が困難な場合、当該申出者に事情を説明し、長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを作り対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。
入学者選考等	入学者選考、入学相談において、個々の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受検や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めてほしい。（特別措置の申請）	<p>入学者選考、入学相談の実施要項に基づき対応する。通常の学力調査等の方法で受検することが困難で、実施上の特別な措置を希望する者は、在籍校の校長を経由して受検予定の学校の校長に申請する。申請を受けた校長は、直ちに東京都特別支援教育推進室に連絡すること。</p>	<p>在籍する中学校等における通常の定期考査等での対応を聞き取るなど、連携を密にすること。</p>
入学手続等	入学手続日等で窓口が混雑する場合、他人との接触や多人数の中になると緊張等が出るため、配慮してほしい。	<p>申出者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な書類等の確認を別室を用意して対応する。 ○ 順番を待つことが苦手な場合は、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 ○ 手続等が集中する時間帯を避けて案内する。 	
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障してほしい。	<p>入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（ろう学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
入学式等	歩行に困難があり、車いすを利用している。入学式の出席に当たり、配慮してほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 入学式の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
登下校	保護者による送迎の場合、車両乗降場所を校舎出入口に近い場所にしてほしい。	学校の敷地状況や幼児・児童・生徒の移動動線等を勘案し、対応できるよう配慮する。 特に雨天時等天候がよくない場合は、対応することが望ましい。	
授業	ノートを取ることが難しいので、板書を写真撮影させてほしい。	○ 撮影場面や利用方法等ルールを定め、他の生徒等にも説明した上で、写真撮影を認める。ただし、カメラ等は申出者本人が用意すること。	
授業	学習活動の際には一定の配慮をしてほしい。	○ 事前に学習内容を知らせる。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 拡大教科書の申請をする。 ○ 教科書をPDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料・教材の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料・教材を提供する。 ○ 実物や模型に触る等の能動的な学習活動を多く設ける。 ○ 触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真を提示する。 等	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
授業	情緒障害、自閉症等のため、授業等で配慮をしてほしい。	○ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業を実施する。 ○ あらかじめ授業の目的、見通しなどを提示する。 ○ 板書で重要なところを色分けするなどの工夫を行う。 ○ イラストやグラフなど視覚的に分かりやすい表現を活用する。 ○ 板書の写しが困難な場合は、プリントを配布する。 等	
摂食指導	食物アレルギーがあるので、給食を別メニューにしてほしい。	○ 学校の給食施設・設備で対応が可能か等総合的に検討の上、対応可能な場合はアレルギー食材を除去した給食を提供する。 ○ 対応が難しい場合は、申出者本人、保護者等、学校とで十分に協議の上、家庭から弁当の持参を認める。	
学校生活全般（支援）	高い所に置かれた図書等が取れないので、手助けしてほしい。	○ 配架棚の高いところに置かれた図書、パンフレット等を取って渡す。 ○ 図書・パンフレット等の置く場所を低い位置（取りやすい位置）に変更する。	
学校生活全般（支援）	口頭での指示だけでは認識しづらいので、他の方法を併用してほしい。	○ 指示を written で伝える。	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（ろう学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校生活全般（支援）	音に対する感覚過敏のため、イヤーマフを着用したい。	○ イヤーマフのほか、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認める。ただし保護者等が用意し、保守点検も保護者が行うこと。	
学校生活全般（支援）	（治療のため）感染症に配慮してほしい。	○ 担任等の手洗いうがいの励行、マスクを着用する。 ○ 物に触れる場合はビニール手袋を着用する。	○ 主治医の意見も確認すること。
緊急時対応	視覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。 ○ 避難経路に明確な目印や照明を設置する。 ○ 安全確保のための校内体制を整備する。	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	肢体不自由のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 移動の困難さに応じた避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行う。 ○ 災害時発生後に必要な物品を準備する（車いす、担架、非常用電源、手動で使える機器 等） ○ 医療的ケアが必要な場合、非常用電源を用意する。	○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	知的障害者等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。	○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	情緒障害、自閉症等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 急な対応等に混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。	○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	難病、身体虚弱等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 病気のため迅速に避難できない児童・生徒等の避難経路を確保する ○ 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。	○ 支援方法について、病弱特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料等の内容が分からないので、支援してほしい。	○ 通知等を読み上げ、口頭で内容が理解できるように説明する。 ○ 拡大コピー、拡大文字により資料を作成し、渡す。 ○ 点字により資料を作成、渡す。 ○ 読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 ○ 資料等に S P コードを作成・印字する。	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料の中の漢字が理解しづらいので、何らかの対応をしてほしい。	○ 資料にルビを振る。 ○ 漢数字は用いない。	
窓口対応	視覚障害があるので、資料が見つからない場合でも内容が理解できるよう説明してほしい。	障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 ○ P D F データにより提供する。	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（ろう学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
窓口対応	比喩表現、間接的な表現が理解しづらいので、具体的に説明してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 比喩、二重否定表現などを用いずに、具体的に説明する。 ○ 間接的な表現が伝わりにくい場合には、より直接的な表現を使って説明する。 ○ なじみのない外来語は避ける。 ○ ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。 	
窓口対応	文字で説明を受けるより、図、イラストの方が理解しやすいので、そのような対応をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続や申請の手順等を矢印やイラスト等で分かりやすく伝える。 ○ 書類記入の依頼時には、記入方法を本人の目の前で示す。 ○ 文字で説明しなければならない場合は、記述内容について、分かりやすい表現にする。 ○ 資料にルビをふる。 	
窓口対応	口頭による意思疎通が不得意のため、代替手段で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵カード、矢印、イラスト等による対応 ○ 筆談による対応 	
窓口対応	不随意運動等により書類等を押さえることが難しいため、手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が書類を手で押さえる。 ○ バインダー等の補助具を貸し出す。 ○ 教職員や同行の介助者の代筆により対応する。 	
学校への連絡方法	学校への連絡に当たって、電話以外の方法で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内文や通知等に電話番号だけでなく、メールアドレスやファクシミリ番号を必ず記載する。 	
保護者会等	視覚障害がある。保護者会等に出席するに当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ PDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
保護者会等	歩行に困難があり、車いすを利用している。保護者会等の出席に当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 保護者会等の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。

◎ここに示した合理的配慮は、あくまで一例であり、対応の具体的な内容は、生徒やその保護者と話し合いを十分に行った上で、定めていきます。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（肢体不自由特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会に出席するに当たり、情報保障してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 教職員等により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	疲労を感じやすいため、休憩場所を用意してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 休憩場所として別室を用意する。 ○ 別室の用意が困難な場合、当該申出者に事情を説明し、長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを作り対応する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。
入学者選考等	入学者選考、入学相談において、個々の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受検や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めてほしい。（特別措置の申請）	入学者選考、入学相談の実施要項に基づき対応する。通常の学力調査等の方法で受検することが困難で、実施上の特別な措置を希望する者は、在籍校の校長を経由して受検予定の学校の校長に申請する。申請を受けた校長は、直ちに東京都特別支援教育推進室に連絡すること。	在籍する中学校等における通常の定期考査等での対応を聞き取るなど、連携を密にすること。
入学手続等	入学手続日等で窓口が混雑する場合、他人との接触や多人数の中にいると緊張等が出るため、配慮してほしい。	申出者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要な書類等の確認を別室を用意して対応する。 ○ 順番を待つことが苦手な場合は、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 ○ 手続等が集中する時間帯を避けて案内する。	
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（肢体不自由特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 司会者等はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
登下校	保護者による送迎の場合、車両乗降場所を校舎出入口に近い場所にしてほしい。	学校の敷地状況や幼児・児童・生徒の移動動線等を勘案し、対応できるよう配慮する。 特に雨天時等天候がよくない場合は、対応することが望ましい。	
授業	ノートを取ることが難しいので、板書を写真撮影させてほしい。	○ 撮影場面や利用方法等ルールを定め、他の生徒等にも説明した上で、写真撮影を認める。ただし、カメラ等は申出者本人が用意すること。	
授業	学習活動の際には一定の配慮をしてほしい。	○ 事前に学習内容を知らせる。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 拡大教科書の申請をする。 ○ 教科書をPDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料・教材の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料・教材を提供する。 ○ 実物や模型に触る等の能動的な学習活動を多く設ける。 ○ 触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真を提示する。 等	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
授業	情緒障害、自閉症等のため、授業等で配慮をしてほしい。	○ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業を実施する。 ○ あらかじめ授業の目的、見通しなどを提示する。 ○ 板書で重要なところを色分けするなどの工夫を行う。 ○ イラストやグラフなど視覚的に分かりやすい表現を活用する。 ○ 板書の写しが困難な場合は、プリントを配布する。 等	
摂食指導	食物アレルギーがあるので、給食を別メニューにしてほしい。	○ 学校の給食施設・設備で対応が可能か等総合的に検討の上、対応可能な場合はアレルギー食材を除去した給食を提供する。 ○ 対応が難しい場合は、申出者本人、保護者等、学校とで十分に協議の上、家庭から弁当の持参を認める。	
学校生活全般（支援）	高い所に置かれた図書等が取れないので、手助けしてほしい。	○ 配架棚の高いところに置かれた図書、パンフレット等を取って渡す。 ○ 図書・パンフレット等の置く場所を低い位置（取りやすい位置）に変更する。	
学校生活全般（支援）	口頭での指示だけでは認識しづらいので、他の方法を併用してほしい。	○ 指示を書面で伝える。	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（肢体不自由特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校生活全般（支援）	音に対する感覚過敏のため、イヤーマフを着用したい。	○ イヤーマフのほか、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認める。ただし保護者等が用意し、保守点検も保護者が行うこと。	
学校生活全般（支援）	（治療のため）感染症に配慮してほしい。	○ 担任等の手洗いうがいの励行、マスクを着用する。 ○ 物に触れる場合はビニール手袋を着用する。	○ 主治医の意見も確認すること。
緊急時対応	視覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。 ○ 避難経路に明確な目印や照明を設置する。 ○ 安全確保のための校内体制を整備する。	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	聴覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 緊急時に視覚的に受容することができる設備を設置する。 ○ 放送等による避難指示を聞き取ることができない場合、緊急時の安全確保及び避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。 ○ 情報が入らないことによる不自由・不安を感じさせないよう、手話や筆談等で状況を伝える。	○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	知的障害者等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。	○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	情緒障害、自閉症等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 急な対応等に混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。	○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	難病、身体虚弱等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	○ 病気のため迅速に避難できない児童・生徒等の避難経路を確保する ○ 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。	○ 支援方法について、病弱特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料等の内容が分からないので、支援してほしい。	○ 通知等を読み上げ、口頭で内容が理解できるように説明する。 ○ 拡大コピー、拡大文字により資料を作成し、渡す。 ○ 点字により資料を作成、渡す。 ○ 読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 ○ 資料等にS Pコードを作成・印字する。	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料の中の漢字が理解しづらいので、何らかの対応をしてほしい。	○ 資料にルビを振る。 ○ 漢数字は用いない。	
窓口対応	視覚障害があるので、資料が見つからない場合でも内容が理解できるよう説明してほしい。	障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 ○ P D Fデータにより提供する。	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（肢体不自由特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
窓口対応	比喩表現、間接的な表現が理解しづらいので、具体的に説明してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 比喩、二重否定表現などを用いずに、具体的に説明する。 ○ 間接的な表現が伝わりにくい場合には、より直接的な表現を使って説明する。 ○ なじみのない外来語は避ける。 ○ ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。 	
窓口対応	文字で説明を受けるより、図、イラストの方が理解しやすいので、そのような対応をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続や申請の手順等を矢印やイラスト等で分かりやすく伝える。 ○ 書類記入の依頼時には、記入方法を本人の目の前で示す。 ○ 文字で説明しなければならない場合は、記述内容について、分かりやすい表現にする。 ○ 資料にルビをふる。 	
窓口対応	口頭による意思疎通が不得意のため、代替手段で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵カード、矢印、イラスト等による対応 ○ 筆談による対応 	
学校への連絡方法	学校への連絡に当たって、電話以外の方法で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内文や通知等に電話番号だけでなく、メールアドレスやファクシミリ番号を必ず記載する。 	
保護者会等	視覚障害がある。保護者会等に出席するに当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ PDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
保護者会等	保護者会等の出席に当たり、情報保障について配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。

◎ここに示した合理的配慮は、あくまで一例であり、対応の具体的な内容は、生徒やその保護者と話し合いを十分に行った上で、定めていきます。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（知的障害特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会に出席するに当たり、情報保障してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 教職員等により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	歩行に困難があり、車いすを利用している。学校見学、学校説明会の出席に当たり、配慮してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 説明会の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	疲労を感じやすいため、休憩場所を用意してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 休憩場所として別室を用意する。 ○ 別室の用意が困難な場合、当該申出者に事情を説明し、長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを作り対応する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。
入学者選考等	入学者選考、入学相談において、個々の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受検や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めてほしい。（特別措置の申請）	入学者選考、入学相談の実施要項に基づき対応する。通常の学力調査等の方法で受検することが困難で、実施上の特別な措置を希望する者は、在籍校の校長を経由して受検予定の学校の校長に申請する。申請を受けた校長は、直ちに東京都特別支援教育推進室に連絡すること。	在籍する中学校等における通常の定期考査等での対応を聞き取るなど、連携を密にすること。
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（知的障害特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障をしてほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 司会者等はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
入学式等	歩行に困難があり、車いすを利用している。入学式の出席に当たり、配慮してほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 入学式の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
登下校	保護者による送迎の場合、車両乗降場所を校舎出入口に近い場所にしてほしい。	学校の敷地状況や幼児・児童・生徒の移動動線等を勘案し、対応できるよう配慮する。 特に雨天時等天候がよくない場合は、対応することが望ましい。	
授業	ノートを取ることが難しいので、板書を写真撮影させてほしい。	○ 撮影場面や利用方法等ルールを定め、他の生徒等にも説明した上で、写真撮影を認める。ただし、カメラ等は申出者本人が用意すること。	
授業	学習活動の際には一定の配慮をしてほしい。	○ 事前に学習内容を知らせる。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 拡大教科書の申請をする。 ○ 教科書をPDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料・教材の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料・教材を提供する。 ○ 実物や模型に触る等の能動的な学習活動を多く設ける。 ○ 触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真を提示する。 等	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
授業	情緒障害、自閉症等のため、授業等で配慮してほしい。	○ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業を実施する。 ○ あらかじめ授業の目的、見通しなどを提示する。 ○ 板書で重要なところを色分けするなどの工夫を行う。 ○ イラストやグラフなど視覚的に分かりやすい表現を活用する。 ○ 板書の写しが困難な場合は、プリントを配布する。 等	
摂食指導	食物アレルギーがあるので、給食を別メニューにしてほしい。	○ 学校の給食施設・設備で対応が可能か等総合的に検討の上、対応可能な場合はアレルギー食材を除去した給食を提供する。 ○ 対応が難しい場合は、申出者本人、保護者等、学校とで十分に協議の上、家庭から弁当の持参を認める。	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（知的障害特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校生活全般（支援）	高い所に置かれた図書等が取れないので、手助けしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配架棚の高いところに置かれた図書、パンフレット等を取って渡す。 ○ 図書・パンフレット等の置く場所を低い位置（取りやすい位置）に変更する。 	
学校生活全般（支援）	口頭での指示だけでは認識しづらいので、他の方法を併用してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指示を書面で伝える。 	
学校生活全般（支援）	（治療のため）感染症に配慮してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任等の手洗いうがいの励行、マスクを着用する。 ○ 物に触れる場合はビニール手袋を着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主治医の意見も確認すること。
緊急時対応	視覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。 ○ 避難経路に明確な目印や照明を設置する。 ○ 安全確保のための校内体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	聴覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時に視覚的に受容することができる設備を設置する。 ○ 放送等による避難指示を聞き取ることができない場合、緊急時の安全確保及び避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。 ○ 情報が入らないことによる不自由・不安を感じさせないよう、手話や筆談等で状況を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	肢体不自由のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 移動の困難さに応じた避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行う。 ○ 災害時発生後に必要な物品を準備する（車いす、担架、非常用電源、手動で使える機器 等） ○ 医療的ケアが必要な場合、非常用電源を用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	難病、身体虚弱等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気のため迅速に避難できない児童・生徒等の避難経路を確保する ○ 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、病弱特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料等の内容が分からないので、支援してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通知等を読み上げ、口頭で内容が理解できるように説明する。 ○ 拡大コピー、拡大文字により資料を作成し、渡す。 ○ 点字により資料を作成、渡す。 ○ 読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 ○ 資料等に S P コードを作成・印字する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
窓口対応	視覚障害があるので、資料が見つからない場合でも内容が理解できるよう説明してほしい。	<p>障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 ○ P D F データにより提供する。 	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（知的障害特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
窓口対応	不随意運動等により書類を押さえることが難しいため、手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が書類を手で押さえる。 ○ バインダー等の補助具を貸し出す。 ○ 教職員や同行の介助者の代筆により対応する。 	
学校への連絡方法	学校への連絡に当たって、電話以外の方法で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内文や通知等に電話番号だけでなく、メールアドレスやファクシミリ番号を必ず記載する。 	
保護者会等	視覚障害がある。保護者会等に出席するに当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ PDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
保護者会等	保護者会等の出席に当たり、情報保障について配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
保護者会等	歩行に困難があり、車いすを利用している。保護者会等の出席に当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャストアップ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 保護者会等の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。

◎ここに示した合理的配慮は、あくまで一例であり、対応の具体的な内容は、生徒やその保護者と話し合いを十分に行った上で、定めていきます。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（病弱特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会に出席するに当たり、情報保障してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 教職員等により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	学校見学、学校説明会の出席に当たり、情報保障してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
学校見学、学校説明会	歩行に困難があり、車いすを利用している。学校見学、学校説明会の出席に当たり、配慮してほしい。	学校見学、説明会の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 説明会の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
入学者選考等	入学者選考、入学相談において、個々の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受検や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めてほしい。（特別措置の申請）	入学者選考、入学相談の実施要項に基づき対応する。通常の学力調査等の方法で受検することが困難で、実施上の特別な措置を希望する者は、在籍校の校長を経由して受検予定の学校の校長に申請する。申請を受けた校長は、直ちに東京都特別支援教育推進室に連絡すること。	在籍する中学校等における通常の定期考査等での対応を聞き取るなど、連携を密にすること。
入学手続等	入学手続日等で窓口が混雑する場合、他人との接触や多人数の中にいると緊張等が出るため、配慮してほしい。	申出者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要な書類等の確認を別室を用意して対応する。 ○ 順番を待つことが苦手な場合は、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。 ○ 手続等が集中する時間帯を避けて案内する。	
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障してほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（病弱特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
入学式等	入学式の出席に当たり、情報保障してほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 司会者等はゆっくり丁寧な進行を心掛ける。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
入学式等	歩行に困難があり、車いすを利用している。入学式の出席に当たり、配慮してほしい。	入学式の参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。 ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 入学式の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。	○ 入学式等の開催通知に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
登下校	保護者による送迎の場合、車両乗降場所を校舎出入口に近い場所にしてほしい。	学校の敷地状況や幼児・児童・生徒の移動動線等を勘案し、対応できるよう配慮する。 特に雨天時等天候がよくない場合は、対応することが望ましい。	
授業	ノートを取ることが難しいので、板書を写真撮影させてほしい。	○ 撮影場面や利用方法等ルールを定め、他の生徒等にも説明した上で、写真撮影を認める。ただし、カメラ等は申出者本人が用意すること。	
授業	学習活動の際には一定の配慮をしてほしい。	○ 事前に学習内容を知らせる。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 拡大教科書の申請をする。 ○ 教科書をPDFデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料・教材の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料・教材を提供する。 ○ 実物や模型に触る等の能動的な学習活動を多く設ける。 ○ 触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真を提示する。 等	○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
授業	情緒障害、自閉症等のため、授業等で配慮してほしい。	○ ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業を実施する。 ○ あらかじめ授業の目的、見通しなどを提示する。 ○ 板書で重要なところを色分けするなどの工夫を行う。 ○ イラストやグラフなど視覚的に分かりやすい表現を活用する。 ○ 板書の写しが困難な場合は、プリントを配布する。 等	
摂食指導	食物アレルギーがあるので、給食を別メニューにしてほしい。	○ 学校の給食施設・設備で対応が可能か等総合的に検討の上、対応可能な場合はアレルギー食材を除去した給食を提供する。 ○ 対応が難しい場合は、申出者本人、保護者等、学校とで十分に協議の上、家庭から弁当の持参を認める。	

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（病弱特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
学校生活全般（支援）	高い所に置かれた図書等が取れないので、手助けしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配架棚の高いところに置かれた図書、パンフレット等を取って渡す。 ○ 図書・パンフレット等の置く場所を低い位置（取りやすい位置）に変更する。 	
学校生活全般（支援）	口頭での指示だけでは認識しづらいので、他の方法を併用してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指示を書面で伝える。 	
学校生活全般（支援）	音に対する感覚過敏のため、イヤーマフを着用したい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ イヤーマフのほか、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認める。ただし保護者等が用意し、保守点検も保護者が行うこと。 	
学校生活全般（支援）	（治療のため）感染症に配慮してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任等の手洗いうがいの励行、マスクを着用する。 ○ 物に触れる場合はビニール手袋を着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主治医の意見も確認すること。
緊急時対応	視覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。 ○ 避難経路に明確な目印や照明を設置する。 ○ 安全確保のための校内体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	聴覚障害者のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時に視覚的に受容することができる設備を設置する。 ○ 放送等による避難指示を聞き取ることができない場合、緊急時の安全確保及び避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。 ○ 情報が入らないことによる不自由・不安を感じさせないよう、手話や筆談等で状況を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	肢体不自由のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 移動の困難さに応じた避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行う。 ○ 災害時発生後に必要な物品を準備する（車いす、担架、非常用電源、手動で使える機器 等） ○ 医療的ケアが必要な場合、非常用電源を用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	知的障害者等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
緊急時対応	情緒障害、自閉症等のため、災害時等緊急時の避難の手助けをしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急な対応等に混乱することを想定し、避難誘導のための校内体制を整備する。 ○ 自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、知的障害特別支援学校の専門性を活用することも有用である。
通知等配布資料	学校からの配布資料等の内容が分からないので、支援してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通知等を読み上げ、口頭で内容が理解できるように説明する。 ○ 拡大コピー、拡大文字により資料を作成し、渡す。 ○ 点字により資料を作成、渡す。 ○ 読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。 ○ 資料等に S P コードを作成・印字する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（病弱特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
通知等配布資料	学校からの配布資料の中の漢字が理解しづらいので、何らかの対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料にルビを振る。 ○ 漢数字は用いない。 	
窓口対応	視覚障害があるので、資料が見つからない場合でも内容が理解できるよう説明してほしい。	<p>障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 ○ P D Fデータにより提供する。 	
窓口対応	比喩表現、間接的な表現が理解しづらいので、具体的に説明してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 比喩、二重否定表現などを用いずに、具体的に説明する。 ○ 間接的な表現が伝わりにくい場合には、より直接的な表現を使って説明する。 ○ なじみのない外来語は避ける。 ○ ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。 	
窓口対応	文字で説明を受けるより、図、イラストの方が理解しやすいので、そのような対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続や申請の手順等を矢印やイラスト等で分かりやすく伝える。 ○ 書類記入の依頼時には、記入方法を本人の目の前で示す。 ○ 文字で説明しなければならない場合は、記述内容について、分かりやすい表現にする。 ○ 資料にルビをふる。 	
窓口対応	口頭による意思疎通が不得意のため、代替手段で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵カード、矢印、イラスト等による対応 ○ 筆談による対応 	
窓口対応	不随意運動等により書類等を押さえることが難しいため、手助けしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員が書類を手で押さえる。 ○ バインダー等の補助具を貸し出す。 ○ 教職員や同行の介助者の代筆により対応する。 	
学校への連絡方法	学校への連絡に当たって、電話以外の方法で対応してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内文や通知等に電話番号だけでなく、メールアドレスやファクシミリ番号を必ず記載する。 	
保護者会等	視覚障害がある。保護者会等に出席するに当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員により、手引で案内をする。 ○ 教室の座席の位置を配慮する。 ○ 説明内容を事前に知らせる。 ○ P D Fデータにより提供する。 ○ 聞くことで内容が理解できる説明をしたり、資料の提供をする。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、盲学校の専門性を活用することも有用である。

合理的配慮の具体的な対応例（特別支援学校編）（病弱特別支援学校）

支援が必要な場面	申出の内容（例）	合理的配慮に基づく対応例（配慮の考え方、範囲）	備考（補足等）
保護者会等	保護者会等の出席に当たり、情報保障について配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて手話通訳を行う。 ○ 板書、パソコンノートテイク等により対応する。 ○ スクリーンや板書等がよく見えるように、近い席を確保する。 ○ 説明者はゆっくり丁寧な進行を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、ろう学校の専門性を活用することも有用である。
保護者会等	歩行に困難があり、車いすを利用している。保護者会等の出席に当たり、配慮してほしい。	<p>保護者会等へ参加を希望する者の障害の状況を把握した上で、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす操作の補助をする。 ○ 段差がある場合は、車いす利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。 ○ 保護者会等の会場を1階にする。 ○ 会場内の席は車いすが入りやすいような場所にする。 ○ 廊下等の動線上の障害物を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者会、説明会等の開催通知や申込書の記載事項に、配慮の必要性の有無や要望内容について、事前に把握できるような項目を設ける。 ○ 支援方法について、肢体不自由特別支援学校の専門性を活用することも有用である。

◎ここに示した合理的配慮は、あくまで一例であり、対応の具体的内容は、生徒やその保護者と話し合いを十分に行った上で、定めていきます。

おわりに

障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、理解し合うことによって、共生社会を実現することを目指しています。

しかし、社会に存在する障害者差別は、障害者差別解消法が成立したことで直ちに解消するものではありません。この法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくるための行動が、皆さん一人一人に求められています。

そのためには、障害について理解し、障害のある人と対話し、お互いに考え、障害を理由とする権利侵害が起こらないよう、一人一人の取組が重要です。

本ハンドブックに記載していることは、あくまでも例示であり、記載された事例が全てではありません。ハンドブックを活用いただき、どうすればいいのか考え、理解し合う、きっかけにしていいただければ幸いです。

今後、都立学校において合理的配慮が適切に行われることを目指して、各校における合理的配慮の具体的事例や相談事例を更に蓄積するとともに、合理的配慮の対応例を学校間で広く共有していきます。

このハンドブック作成に当たって、障害者団体等の皆さまから、御意見を頂戴しました。貴重な御意見・御提案をお寄せいただき、ありがとうございました。

《団体一覧》

公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟
公益社団法人 東京都身体障害者団体連合会
公益社団法人 東京都盲人福祉協会
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
社会福祉法人 南風会
社会福祉法人 原町成年寮
障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会
東京都重症心身障害児（者）を守る会
東京都精神障害者団体連合会
特定非営利活動法人 東京難病団体連絡協議会
特定非営利活動法人 東京都自閉症協会
特定非営利活動法人 D P I 日本会議
特定非営利活動法人 多摩在宅支援センター円
東京都特別支援学校 P T A 連合会

障害者差別解消法ハンドブック《都立学校版》

発行 平成28年3月

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号